

# 予算決算委員会総務市民分科会 会議録

日 時 令和6年9月13日（金曜日）

午前10時51分開会 午後3時45分閉会

場 所 第3委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

#### (1) 議案の審査

議案第66号 令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）第1表歳入歳出  
予算補正中歳出第2款（総務費）、第8款（消防費）、第2表債務  
負担行為補正（公共施設包括管理委託料）

認定第1号 土浦市令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について  
一般会計歳出中第1款（議会費）、第2款（総務費）、第3款（民  
生費）（第1項（社会福祉費）に限る。）、第4款（衛生費）（第1  
項（保健衛生費）を除く。）、第8款（消防費）、第9款（教育費）  
（第4項（社会教育費）に限る。）、第10款（公債費）、第12  
款（予備費）、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する  
調書

### 4 閉 会

## 出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	目黒	英一
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

## 説明のため出席した者（30名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広

消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	堀本 良博
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行政経営課長	天貝 健一
D X 推進課長	土田 俊紀
財政課長	瀬古澤 時人
広報広聴課長	富田 知伸
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
議会事務局次長	元川 宏
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	佐野 善則

---

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

---

傍聴者（1名）

---

○**奥谷委員長** 予算決算委員会総務市民分科会を開催いたします。それでは、付託された議案の審査に入ります。議案第66号令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）第1表歳入歳出予算補正中歳出第2款（総務費）、第8款（消防費）、第2表債務負担行為補正（公共施設包括管理委託料）を議題といたします。資料につきましては、議案書での説明になりますので、本会議フォルダ、令和6年、第3回定例会、事前配付資料フォルダの議案第58号から議案第77号の資料を御準備ください。31ページからとなります。指名はいたしませんので、執行部から順次説明願います。

○**皆藤管財課長** 管財課でございます。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費の財産管理事業でございます。今回の補正につきましては、旧市役所本庁舎を倉庫や駐車場として利用しておりましたが、倉庫の整備が進みまして用途がなくなったことから、今後は早期売却等に向けまして、周辺の地権者との境界を確定させるための測量に伴う委託料として、825万円の増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○**瀬古澤財政課長** 21目財政調整基金費につきましては、財政課のほうから御説明いたします。決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定により、2分の1以上の金額を積立てまたは地方債の繰上償還に充てなければならないとされておりますことから、令和5年度の決算剰余金、実質収支を財政調整基金へ積み立てるものでございます。実質収支につきましては、この後の歳出決算のほうでも改めて御説明いたしますが、令和5年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支、そこからまた令和6年度に繰り越した歳出予算の充当すべき財源を差し引いたものが実質収支になりまして、令和5年度の実質収支は18億7,381万1,000円となっております。さらに、この実質収支から当初予算で繰越金として計上しております3億円と、第3回定例会に提出しております補正予算の財源として充当する2,483万3,000円を差し引いた残額が、記載のとおり15億4,897万8,000円となっております。こちらを全額財政調整基金に積み立てるものでございます。21目は以上でございます。

○**田中課税課長** 2項徴税费、2目賦課費の物価高騰対応重点支援給付金給付事業（調整給付）について、説明いたします。定額減税の実施に伴い、定額減税を補足する給付として、定額減税をし切れないと見込まれる方に所得税及び個人市県民税の差額分を調整の上給付するため、必要な経費を令和6年第2回定例会で増額補正させていただきました。その後、令和6年度に確定した市県民税の税額を基に、給付に向けて再度給付金を算定したところ、増額になることが判明したため、増額補正をお願いするものでございます。経費としましては、18節負担金補助及び交付金の給付金のみで、8,670万円となります。なお、経費につきましては、国の交付金10分の10を活用するものでございます。説明は以上でございます。

○**持丸消防総務課長** 8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節役務費、消防庁舎整備事業について、御説明させていただきます。補正前の額2億2,526万9,000円、補正額531万3,000円、補正後の額2億3,058万2,000円となります。補正の理由といたしましては、令和5年度予算要求時には土地が決定しておらず、土地評価の業務の見積りも取れなかったため、令和6年度の補正対応としてお願い

するものでございます。詳細といたしましては、土浦消防署南分署と荒川沖消防署の2署を統合し、新たな候補地に新消防署庁舎を建築することを目的とした用地土地評価業務鑑定料の補正予算をお願いするものでございます。説明は以上となります。

○**天貝行政経営課長** 行政経営課です。資料を少しお戻りいただきまして、25ページをお願いいたします。表の1番上に記載してございます公共施設包括管理委託料に係る債務負担行為を新たに追加するものでございます。令和7年度からの導入に向けまして、包括管理業者をプロポーザル方式で募集するに当たりまして、あらかじめ令和11年までの5年間の債務負担行為の限度額を設定するというものでございます。限度額の総額を11億5,183万9,000円としまして、その中身につきましては事前委員会で御説明しましたとおり、建物、設備の保守点検などに係る経費、修繕費及びマネジメント経費、こちらは包括管理事業者の経費ということでございます。説明は以上です。

○**奥谷委員長** それでは、委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

○**目黒委員** 31ページ、2款総務費の物価高騰対策重点支援給付金の増額補正について、事前の委員会で一度質問をさせていただいたんですけれども、改めて確認の意味で質問させていただきたいと思えます。6月議会で補正予算ということで、対象人数及び給付金、またそれに対して、今回増額する補正予算の対象人数と給付の金額の推移について、お教えいただきたいと思えます。

○**田中課税課長** 対象者及び給付金の推移ということで、令和6年の6月議会の第1回補正予算で要求しました額は、令和6年の4月の時点で、令和5年度の所得を基に令和6年分の所得税及び令和6年度分の市県民税を見込みで算出したものでございます。扶養人数を含む対象者が4万1,300人で、給付額が9億2,150万円と算出いたしました。その後、令和6年6月に、令和6年度分の市県民税確定後、再度国から送付された給付金算定ツールで試算しましたところ、扶養人数などの増により、対象者は約4万2,700人、1,400人ほど増加したため、それに伴い、給付額が8,670万円ほど増額になったものでございます。以上でございます。

○**目黒委員** 今回の増額補正を要求する対象者と、6月の議会での補正予算の要求の対象者に比べて、後からの方が支給の通知及び支給が遅くなるということは発生するのかどうか、またその後に対象が判明した方への給付の通知及び給付金の支給の時期についても改めて教えていただけたらと思えます。

○**田中課税課長** 支給の通知につきましては、8月13日に対象となる方全員に発送しておりますので、9月議会で補正予算を要求する対象者の方と6月議会で補正予算を要求する対象者の方を比べまして、給付金の支給の通知及び支給が遅くなるという差異はございません。また、給付の時期は、給付対象者からの申請書が届き、審査が済み次第、9月下旬から随時振込みを予定しております。以上でございます。

○**奥谷委員長** ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、ないようですので、総務市民分科会としての賛否を確認いたします。議案第66号令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)第1表歳入歳出予

算補正中歳出第2款（総務費）、第8款（消防費）、第2表債務負担行為補正（公共施設包括管理委託料）について、原案どおり決することに賛成とする方は挙手を願います。

（全員挙手）

○奥谷委員長 全員賛成でございます。つぎに、委員長報告を取りまとめるに当たり、特に盛り込みたい御意見等はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ないようですので、議案第66号についてはこの程度といたします。つぎに、認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、一般会計歳出中第1款（議会費）、第2款（総務費）、第3款（民生費）（第1項（社会福祉費）に限る。）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）を除く。）、第8款（消防費）、第9款（教育費）（第4項（社会教育費）に限る。）、第10款（公債費）、第12款（予備費）、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書を議題といたします。サイドブックは、本会議フォルダの令和6年、第3回定例会、事前配付資料フォルダの中の令和5年度土浦市歳入歳出決算書をお開きください。72ページからとなりますので準備をお願いいたします。委員の皆様をお願いでございます。審査の中で、委員長報告書の中に意見として入れたい事項がございましたら、発言をする際にその旨を申出いただくようお願いいたします。執行部の皆様をお願いです。指名はいたしませんので、第1款議会費から順次説明をお願いいたします。それではお願いします。

○元川議会事務局次長 議会事務局でございます。第1款議会費の歳出状況につきまして、御説明いたします。予算現額につきましては、当初予算3億3,169万余円、それから、事業進捗に伴います不用額の減額補正などを行いまして、最終的には3億2,790万余円でございます。支出状況でございますが、議会費全体といたしましては、支出済額が3億1,902万余円、執行率は97.3%、対前年度比で約1.9%の増でございます。備考欄に記載の事業ごとに、主な内容について、御説明させていただきます。まず、議員人件費は議員24名分の報酬と期末手当及び議員共済会の事務費負担金と公費負担金でございます。なお、期末手当につきましては、5月の改選に伴い、1期生議員等10名分の在職期間率が減少したことなどから、不用額480万余円を減額補正してございます。次の職員人件費は、事務局職員8名分の給料及び期末手当等でございます。次の議会関係事業は、円滑な議会運営を行うための経費等でございます。会計年度任用職員1名分の人件費、各常任委員会の行政視察等研修旅費、市民に配布しております議会だよりの作成費用、各議長会等の負担金及び調査研究、その他の活動に資するための必要な経費の一部といたしまして、会派や議員に交付しております政務活動費などが主なものでございます。うち、旅費につきまして台南市との友好交流協定締結に伴います議員4名及び随行職員1名分の表敬訪問にかかる経費及び招待がございました台湾ランタンフェスティバル参加のための議員1名分の経費、合わせて106万余円を増額補正してございます。次の議会ICT管理事業は、タブレット端末等の管理運営に係る経費でございます。通信料及びペーパーレス会議システムの使用料が主な内容となっております。次の会議録作成管理事業は市議会会議録の作成、管理等の経費で、

会議録の印刷製本費及び次ページにかけて記載がございますインターネットで会議録の検索、閲覧が可能な会議録検索システムに係る会議記録データの反訳、作成委託料と、当該システムの使用料となっております。73ページをお願いいたします。議会映像放映配信事業、こちらは本会議の映像は映像放映配信に係る経費で、インターネット配信のための通信料、ケーブルテレビでの録画放映委託料、インターネット議会中継システムの使用料でございます。次の議会システム設備更新等事業、こちらは円滑な議会運営が可能な環境を整備するため、議場や委員会室の音響等設備の更新を行うものでございまして、内容につきましては、議場内でディスプレイの映像を確認しやすくするため、ディスプレイを増設し、タブレット端末内の資料を投影できるように整備した際の工事請負費及び当該ディスプレイや退庁表示システム、更新機器等の備品購入費となっております。最後の議会ICT化推進事業は、非常時にオンライン会議を可能とする環境を整備するものでございまして、感染症の蔓延や災害発生により、常任委員会等の開催場所への参集が困難になった場合に備えまして、オンラインで会議を開催するために必要なプロジェクター等の機器を購入したものでございます。1款議会費につきましては、以上でございます。

○塚本（浩）人事課長 つづきまして、73ページの下段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について、御説明いたします。備考欄、特別職人件費は、特別職3人分の給料、通勤手当などの職員手当等及び共済費でございます。次の職員人件費は、市長公室、総務部及び市民生活部の一部と会計課に係る一般職159人分の人件費等のほか、育児休業代替職員等の会計年度任用職員16人分の報酬です。なお、18節負担金補助及び交付金の対等交流職員人件費負担金につきましては、茨城県との対等交流により、本市で勤務しておりました職員1名分の人件費の負担金でございます。

○浅川秘書課長 秘書関係事業について、御説明いたします。9節交際費は、市長、副市長が会議等に出席した際の会費や、香料、生花代などの執行でございます。74ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金における負担金は、備考欄に記載してあります全国市長会をはじめ、茨城県市長会など10団体と会議出席時の負担金の執行でございます。補助金につきましては、春と夏の甲子園に市内の高校が出場したため、土浦市甲子園出場補助金交付要領に基づいて支出した補助金でございます。なお、夏の大会ではベスト4進出時に50万円の追加執行をしております。説明につきましては、以上でございます。

○細野総務課長 つづきまして、総務関係管理事業について御説明をいたします。10節需用費の消耗品費は、作業服等の購入費用、土浦日大高校の甲子園出場に伴う横断幕作成費用のほか、庁内各部で購読している新聞購読料になります。11節役務費の保険料は、全国市長会の市民総合賠償補償保険の保険料で、市に法律上の損害賠償責任、例えば施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故など、これらが生じた場合の賠償保険になりますが、令和5年度は保険料の請求はございませんでした。12節委託料の顧問弁護士委託料は、礎法律事務所との顧問弁護士契約に係る委託料、その下の弁護士委託料は、令和5年2月に判決が下され、結審しました土地境界確定等請求事件に関する

弁護士委託料です。これは阿見町在住者の土地と本市烏山の市道が隣接する霞ヶ浦駐屯地の東側付近になりますが、境界と所有権の範囲を確定させるための訴訟が提起されたものとなります。13節使用料及び賃借料の権利使用料は、書籍、新聞などの著作物を資料として複写する際の権利使用料で、公益社団法人日本複製権センターへの支払いでございませう。説明は以上です。

○塚本（浩）人事課長 つづきまして、75ページをお願いいたします。75ページ備考欄、人事管理事業につきましては、各課で雇い入れております会計年度任用職員の共済費及び労災保険が適用されない事務系の非常勤職員や審議会委員等の公務災害時の補償のための負担金でございませう。

○佐野会計管理者 会計課でございませう。会計一般管理事業でございませう。10節需用費につきましては、会計課で共同購入しております全庁用の事務用品の購入費、そして公用封筒の印刷代です。11節役務費につきましては、交付金の運送や保管に係る保険料です。説明は以上です。

○皆藤管財課長 つづきまして、管財課でございませう。工事検査事業でございませう。こちらの事業でございませうが、契約に基づいた工事目的物が適正に完成されているかを確認するために計上した経費でございませう。報償費につきましては、市が発注した建設工事を適正に実施、優秀な成績で完成した建設業者に対しまして、褒賞してございませうが、その表彰用の記念品等の購入費でございませう。旅費につきましては、工事検査担当職員の研修に係る旅費、役務費は筆耕料、こちらにつきましては、優良建設業者に伴う表彰の氏名書き代等でございませう。

○福原人権推進課長 人権推進課でございませう。地方改善対策事業でございませうが、こちらは人権意識の醸成、啓発を推進し、人権尊重社会を築くための事業でございませう。主な経費でございませうが、まず、1節報酬は、生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民に対する相談事業を行うことで、地域住民の生活改善と向上を図るため、毎週水曜日に新治地区公民館で行っております相談員2名の報酬でございませう。18節負担金補助及び交付金の主なものでございませうが、地方改善対策団体事業費補助金は、同問題の解決に寄与することを目的とし、啓発活動や、研修活動、相談活動等を実施する市内2支部を有する2団体に対する補助金でございませう。つづきまして、更生保護青少年健全育成事業でございませう。こちらは犯罪や非行を起こした人の社会復帰や、社会的自立に向けて、社会を明るくする運動等を通じまして、啓発活動を行っている事業でございませう。主な経費でございませうが、18節負担金補助及び交付金の土浦地区保護司会への補助金でございませう。

○塚本（浩）人事課長 つづきまして、76ページをお願いいたします。2目人事管理費の備考欄、人事管理事業につきましては、非常勤の職員を含む職員の人事管理に係る経費でございませう。備考欄、7節報償費につきましては、職員相談に係るアドバイザーに対する報償費、12節委託料は、職員採用試験、勤務評定見直しに係る標準職務遂行能力の改定のための委託料でございませう。また、13節使用料及び賃借料は、高速道路の利用の際に発生する利用料、宿舎借上料は副市長の宿舎の使用料でございませう。つづ

きまして、職員厚生事業です。職員厚生事業は、地方公務員法に基づき、職員の保健、元氣回復、その他厚生に係る事業に係る経費でございます。1節報酬は産業医1名分の報酬、12節委託料は、職員の健康診断等委託料やメンタルヘルスケア事業、ストレスチェック事業の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金の全国市長会団体定期保険負担金は、全国市長会が運営する一般職全員を対象とした団体定期保険の負担金、補助金の職員福利厚生事業補助金は、土浦市職員福利厚生事業補助金交付要綱に要領に基づきまして、職員互助会が運営する福利厚生事業に対する補助金でございます。3目職員研修費でございます。職員研修事業につきましては、職員の職員能力の発揮及び増進のため、職員研修計画により実施される研修等に係る経費でございます。7節報酬は、職員研修計画に位置付けた研修の講師謝礼、以下8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料は、諸研修の実施に係る経費でございます。18節負担金及び交付金は77ページになりますが、備考欄に記載のとおり、派遣研修、通信教育、部局実施研修等、研修受講に係る負担金となっております。次の職員資格取得経費助成事業ですが、これは職員が職務上有用と認められる資格や免許などの取得に係る経費の一部を助成する事業で、職員本人に資格取得の経費の一部を助成するものでございます。説明は以上でございます。

○細野総務課長 つづきまして、4目の文書費は、市役所全体の文書管理と情報公開に関する経費となっております。文書管理事業の10節需用費は、庁内で使用するコピー用紙や印刷用紙の購入費、トナーインク代のほか、情報公開室の図書購入費、例規等の追録代となっております。11節役務費の通信運搬費は、市から発送する文書等の郵送料が主なもので、昨年間で170万通ほど発送しております。つづきまして、13節使用料及び賃借料は、庁内のコピー機12台分の複写機使用料、印刷室設置の印刷機、製版機など10台の借上料のほか、条例等の例規データベースシステムの使用料です。コピー使用枚数の現状としましては、電子決裁や会議資料の電子化によりまして、かなり減少しておりまして、令和5年度は前年度に比べまして、24万枚減少しております。つづきまして、情報公開等事業は、情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用を図るものでございます。1節報酬は、諮問機関である情報公開個人情報審査会を昨年6回開催した際の委員5名の報酬と情報公開室の会計年度任用職員2名分の報酬になります。18節負担金補助及び交付金は、情報公開に関するオンライン研修会の参加負担金になります。説明は以上となります。

○富田広報広聴課長 78ページをお願いいたします。5目広報広聴費でございます。こちらは、広報紙などによる各種情報の提供や、シティプロモーション、フィルムコミッションなどの事業に係る経費となります。備考欄を御覧ください。主な事業につきまして御説明申し上げます。はじめに、広報事業でございますが、こちらは、広報誌やホームページ・ケーブルテレビなど、様々な情報発信ツールを活用した行政情報発信に係る経費となります。7節報償費の主な支出としましては、広報紙等配布に係る町内会への謝礼で、町内会等の171団体に各家庭への広報誌の配布をお願いしております。また、市政広報番組「マイシティ土浦」の市民アナウンサーに対する謝礼などございま

す。10節需用費、印刷製本費につきましては、令和5年度においては、毎月2回発行しております「広報つちうら」の印刷費となっております。なお、3月議会で、印刷製本費の契約差金を減額補正してございます。12節委託料につきましては、主なものとして、一つ目のケーブルTV番組制作放送委託料は、市政広報番組「マイシティつちうら」の番組制作に係る委託料、上から三つ目の文書配布委託料は、広報紙を各町内会へ届けてもらう業務をシルバー人材センターに委託しているものでございます。13節使用料及び賃借料の二つ目、システム使用料につきましては、市の情報を一括配信できるシステムである電子看板デジタルサイネージに情報を一括発信するためのクラウドサービス使用料でございます。三つ目の権利使用料は、広報紙編集のために使用しております文字フォントライセンス使用料となっております。つづきまして、広聴事業でございますが、こちらは、市民から寄せられる市政に対する意見や要望等の受付業務や、市民法律相談・司法書士相談業務に係る経費となります。7節報償費につきましては、市民相談の際の弁護士や司法書士への謝礼でございます。つづきまして、シティプロモーション推進事業でございますが、土浦の魅力を効果的に情報発信するなどのシティプロモーションに係る経費となります。79ページをお願いいたします。12節委託料につきましては、主なものとして、二つ目のステージイベント委託料は、高校生による学校自慢ステージパフォーマンスを披露する「学祭TSUCHIURA」開催のためのステージ設置委託料でございます。四つ目のファミリーレンコン掘り大会委託料は、日本一のレンコン生産地や自転車のまち土浦の魅力を、市内外の方にPRしていくため、旅行代理店に委託し、実施したものでございます。つづきまして、土浦フィルムコミッション事業でございますが、シティプロモーションの一環として、地域の宝を市内外にPRする目的で、積極的にロケ地誘致を図っており、その経費となります。10節需用費、印刷製本費につきましては、ロケ地マップポスターやチラシなどの作成経費でございます。つづきまして、移住定住促進事業でございますが、地方への移住に関心のある方に、土浦での生活体験を通し、まちの魅力や充実した福祉・教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらうための経費となります。12節委託料の一つ目、テレワーク移住体験ツアー催行事業及びその下のお試し居住体験ツアー催行事業につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、移住・定住者を獲得するための体験ツアーを、旅行代理店に委託し、実施した経費でございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 77ページの文書管理事業費の通信運搬費ですが、今年の10月からまた値段が上がりますが、なるべく文書を出さないで、メールなどでやりとりしながら減らしていったら、この5,700万という金額なんですけど、これは全庁分の文書ということではよろしいですか。

○細野総務課長 篠塚委員がおっしゃるとおり、全庁の文書になります。

○篠塚委員 今後、費用は減っていくことはないということですね。郵送費が上がったら、この金額から3割増えていくという考えではよろしいですか。

○細野総務課長 篠塚委員がおっしゃるように、10月から郵送料の値上げというのが

実施されます。例えば、25グラム以下の定型郵便物は、現行の84円から110円、50グラム以下の定型郵便物は現行の94円から110円、16円の増加、はがきに関しましては、63円が85円ということで、22円の増加ということになりまして、全体で約3割上がるということになっております。例年、郵送料の決算額というのが年間で5,800万円ほどということになっておりまして、令和5年度10月の郵送料をベースに、今後どのように、どのくらい上がるかという見込みを立てたところ、年間で6,400万円ということで、600万円増の見込みが予想されております。おっしゃるように、郵送料については、ホームページですとかLINE等の公式のSNSの活用によりまして下がってきているんですけども、このように値上げがございまして、9月に庁内の事務連絡におきまして、値上げについて周知を図りまして、また、9月中に郵送できるものについては、そのようにするということ、注意の喚起を行っておりまして、今後についても、必要な分については郵送していただく、またはSNS等を有効に活用していただくということで、周知に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○篠塚委員 もう1点、同じページの情報公開等事業の中で複写機使用料があるんですが、これは実際そこでコピーをしたときに、使用料としてお金をいただいたりしているんですけど。

○細野総務課長 こちらは情報公開に関するコピー複写機の使用料になりまして、情報公開室には1台の複写機がございまして、それと情報公開に関しては、複写機閲覧のほかに複写をいただきたいという場合には、必要な枚数をコピーしまして、1枚当たり10円を徴収しておりまして、そちらについては納付書で納めていただくということになっております。以上でございます。

○篠塚委員 つづきまして、79ページの移住定住促進事業に関して、お試し居住体験ツアー。これの費用対効果というものが分かれば、報告いただきたいと思うんですが。

○富田広報広聴課長 お試し居住体験ツアー催行事業につきましては、令和6年3月1日から2日の1泊2日で、亀城公園、市内にあるケロケロ農園、アウラテラスで宿泊し、次の日に小町の館でピザ作りをやっていただいたんですが、参加者につきましては、カメラ女子コミュニティという団体に御参加いただきまして、参加者は11名、うち東京から5名、神奈川から2名、千葉から2名、あと大阪から1名と県内の方が1名と御参加いただきまして、この方たちに、SNSで発信していただきました。参加した方だけではなく、参加した方がSNSで土浦の良さを発信していただいたということで、ある程度の効果はあったのかなというふうに思っております。以上でございます。

○篠塚委員 広報広聴課で担当している事業ですから、土浦市のPRをどんどんしていただきたい事業だと思うんですけども、その後、どういう効果があったのか。どういうことを発信したのか、どのぐらいの閲覧者がいたとか、そういうのは調べたりしましたか。

○富田広報広聴課長 こちらの事業につきましては、情報発信してもらうときにハッシュタグなどを付けてもらうということでやれば良かったんですけども、その時はそれ

をせずに情報発信していただいたということで、後追いができておりませんので、その数というのはなかなか把握できていないというのが実情でございます。以上です。

○篠塚委員 もし、同じような企画をした時は、しっかりと把握していただくようよろしく申し上げます。

○柳澤委員 私もこのお試し居住体験ツアーについての質問なのですが、先ほどその11名で参加されたということなんですけれども、そもそもこの方々自身のレビューというか、体験してもらって、移住してみたいなと思えたかどうか、そういった声というのを聞いているんでしょうか。

○富田広報広聴課長 今回御参加いただいた方というのが、若い女性の方がほとんどでして、どちらかというと、このお試し居住体験ツアーのほうに関しましては、実際に将来的に土浦に住みたいという御意見までは正直なところいただけませんでした。ただ、土浦の良さというのはすごく分かっていただいたと。それを周りの方にもSNSで発信したいということで、皆さんに発信していただいたということで、今後の居住というところまでは、実際なかなか結びついていませんが、土浦の良さを参加した人に限らず、発信していきたいというような形で土浦の魅力は感じていただけたのかなというふうに思っております。

○目黒委員 77ページの職員研修事業の通信教育負担金、また、その下の18節の職員資格取得助成金とあるんですけれども、通信教育はどのような内容なのか、同じく資格取得について、どのような資格について助成金が出ているのか、分かればお願いいたします。

○塚本(浩)人事課長 人事課でございます。まず、研修事業のほうの通信教育負担金でございますが、昨年度につきましては、社会福祉主事資格認定の通信教育を2名受けてございまして、こちらの金額になってございます。それから、資格取得経費の助成事業でございますが、こちらにつきましては、昨年度は社会福祉主事の資格を取得された方1件に対しての助成をしております。対象資格につきましては、ただ今申し上げました社会福祉士のほか、建築基準適合判定資格や一級建築士、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士、それから消防職員が取得する場合に限ってございますが、大型自動車免許取得に対する補助を助成しております。こちらについては、受験料の2分の1助成で、5万円を上限ということで助成しているものでございます。

○菅井委員 私も先ほどの移住定住でお聞きしたいことがあったんですけれども、テレワーク移住体験ツアーのほうは、テレワークが普及されてから東京から茨城県にも随分移ってくる方が増えたという話は聞くんですけど、実際に、土浦市というのは、こういう方はどのくらいいるのかなと、こういう効果的な所があったのかなというのをお聞きしたいです。

○富田広報広聴課長 今回、広報広聴課のほうでテレワーク移住体験ツアーを実施させていただきました。昨年の12月14日から2泊3日で開催をしましたが、残念ながら今回の参加者は1組2名ということで、東京から40代の御夫婦の方に来ていただきまして、自転車に乗っていただいたりとか、時間が空いた時にはもちろんテレワークして

いただいて、土浦に移住された方との交流会とか、そういう形で2泊3日過ごしていただいたんですけども、移住体験ツアーに参加して、実際に土浦に移住されたという方は直接耳にしてないというのが現状でございます。

○菅井委員 ありがとうございます。周りでは、茨城県内に移ってきている人は結構いるという話は聞くので、何か是非土浦市に移り住んでもらえるような取組を続けてもらいたいと思います。以上です。

○篠塚委員 72ページの議会費でお伺いしたいんですが、議員人件費、共済費4,100万ですが、これはもうずっとこの金額で続いていくような感じなんですか。

○元川議会事務局次長 共済費については、事務費負担分ということで、こちらは一人当たり幾らということで、定額で推移しておりまして、ただもう一つのほうの公費負担金、こちらにつきましては議員年金が平成23年6月に制度が廃止になったことに伴いまして、その給付に要する費用に係る負担金ということで、こちらを受給されている議員の方が減少をしているということで、その負担率につきましては年々減少しているような状況でございます。ちなみに、令和5年度が令和4年度と比較しまして、0.7%マイナスの31.5%という数字でございました。今年度、令和6年度の数字を参考までに申し上げますと、29.3%ということで対前年度比でマイナス2.2%ということで、こちらは徐々に減っていくような見通しでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ここで暫時休憩とします。午後1時再開といたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩：午前11時50分)

(再開：午後1時)

○奥谷委員長 それでは、再開いたします。引き続き、説明をお願いいたします。

○瀬古澤財政課長 79ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務費、6目の財政管理費からになります。6目財政管理費は、財政課の事務経費でございまして、8節旅費につきましては、補助申請用務への出張や財政担当職員の研修費用、10節事務用品などの需用費については、事務用品などの消耗品、12節委託料につきましては、財務書類作成委託料、こちらにつきましては、事前委員会でも御説明しました新公開制度における財務書類を作成するに当たり、その作成支援を公認会計士が経営するコンサル会社に委託したものでございます。80ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金につきましては、職員の財務研修などの参加負担金となっております。

○佐野会計管理者 会計課でございます。7目の会計管理費、こちらの会計管理事業でございます。10節需用費中消耗品費は、プリンターのトナーや図書の購入代、印刷製本費は源泉徴収票の郵送に使用する封筒の印刷代です。その下の11節役務費の手数料につきましては、振込手数料でございます。なお、手数料につきましては、当初の見込みより件数のほうが少なかったことから、3月議会で300万円を減額補正しております。説明は以上です。

○皆藤管財課長 管財課でございます。引き続き、8目財産管理費、財産管理事業から説明をさせていただきます。財産管理事業につきましては、財産の取得、管理及び処分に関する経費を計上したものでございます。備考欄をお願いいたします。報酬、職員手当、旅費につきましては、廃校等の跡地管理をしていただく会計年度任用職員2名の報酬、期末手当、交通費等でございます。需用費の光熱水費は、本庁舎を除く施設681か所の電気代と126か所の上下水道代でございます。役務費の通信運搬費は、本庁舎の電話47回線分の年間使用料。保険料は市有財産の建物219件分、公用車273台分の全国市有物件災害共済保険料等でございます。委託料につきましては、電気保安委託料、火災報知器等保守点検委託料、浄化槽施設保守点検委託、受水槽高架水槽清掃委託、浄化槽清掃委託、学校跡地トイレ清掃委託、こちらにつきましては旧小学校4校に関する業務でございまして、教育総務課のほうから所管替えによりまして、5年度から管財課の業務となったものでございます。つづきまして、81ページの本庁舎維持管理事業でございます。こちらの事業は、本庁舎の建物の付属施設の保守管理や夜間警備、日常清掃等に関する事業費を計上しているものでございます。報酬、職員手当、旅費につきましては、コンシェルジュ16名の報酬、期末手当、通勤費でございます。11節の役務費の保険料は、施設所有者管理者賠償責任保険の支払い額で、こちらは庁舎の貸店舗やカスミに損害を与えた場合を想定して加入している保険料でございます。12節委託料の庁舎設備等管理委託料から庁舎案内・電話交換委託料の5本の委託料は、本庁舎や業務案内などの施設維持管理に要する経常的な経費でございます。つづきまして、13節の使用料及び賃借料の駐車場使用料につきましては、市営西東駐車場、本庁舎駐車場の公用車の使用料や来庁者の利用料を支払ったものでございます。つづきまして、82ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金のウララ管理負担金は、ウララ、ウララ2、ウララ3の組合管理費、光熱水費、保守点検費、修繕料を支出しているもので、支出先は管理者の土浦都市開発公社で負担額は施設の持ち分割合となっております。つづきまして、契約事務事業でございます。こちらの事業は、適切な入札契約事務を行うもので、有利な条件かつ優良な事業者との契約を締結するために必要な事業費を計上しているものでございます。7節報償費につきましては、入札監視委員会委員5名に対する謝礼でございます。委員会のほうは毎年2回開催してございまして、5年度は、1回目が4名、2回目は5名の出席をいただいたものでございます。12節委託料の入札参加資格審査申請データ入力及び取込み委託料、こちらにつきましては物品役務の入札参加資格審査申請受付終了後に、契約システムへのデータ入力を委託したものでございます。13節使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、電子入札システム、入札参加資格申請システムなどの使用料でございます。以上でございます。

○佐々木政策企画課長 つづきまして、政策企画課でございます。9目企画費を御覧いただきまして、主なものを御説明させていただきます。水郷筑波サイクリング環境整備事業、地方創生推進交付金事業につきまして、83ページを御覧いただきまして、12節委託料は、台湾向けに本市のサイクリング環境をPRした外国語によるウェブ広告配信委託料や、その下、こちらにも台湾をターゲットとしてファミトリップやモニターツアー

一を実施したインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成委託料でございます。つづきまして、中ほど、水郷筑波サイクリング環境整備事業でございますが、12節委託料は、昨年度からの繰越事業といたしまして、サイクリングの模擬体験や交流を促すことを目的として構築した三次元仮想空間構築委託料でございます。そして、その下、買物難民支援事業につきましては、令和2年10月から開始いたしました移動スーパー事業に対する補助でございます。説明につきましては以上となります。

○天貝行政経営課長 つづきまして、84ページになります。10目の事務管理費です。備考欄記載の行政経営管理事業の主な事業につきましては、13節使用料及び賃借料におきまして、外国人に説明するための資料等のデータを多言語に翻訳して読み上げるソフトの使用料ということになります。その次の事業、公共施設等再編・再配置推進事業におきましては、12節委託料に記載があります再編・再配置計画の策定委託料が主な支出でございます。以上でございます。

○土田DX推進課長 DX推進課でございます。10目事務管理費の歳出につきまして御説明申し上げます。備考欄中段の情報政策管理事業でございます。こちらは職員が使用するパソコンなどのOA機器や各種システムネットワークの維持管理等に係る経費となります。10節需用費につきましては、プリンタトナーや各種ケーブル等の購入に伴う消耗品費及び各課に配置しておりますパソコン等の修繕費用となります。11節役務費につきましては、外部施設も含めた市全体のパソコンに係る各種回線の利用料等でございます。12節委託料でございます。電算委託料でございますが、住民記録や税関係を始めとする市全体の電算業務委託にかかる経費でございます。13節使用料及び賃借料でございますが、事務用パソコン、タブレット、プリンタ等に係るパソコン使用料、ファイル転送システム、IT資産管理システムなどのシステム使用料、公共施設予約システム使用に係るインターネット使用料、建築図面等を登録・参照する管理システムの使用に係るドキュメント管理システム使用料、種々ソフトウェア使用に係るライセンス購入等の権利使用料となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、例年支出しております、各種の負担金、交付金でございます。つづきまして、事業別の主な支出につきまして御説明申し上げます。85ページ、備考欄のAI-OCR導入事業でございます。手書きの申請書をAI-OCR、AIを活用したスキャンデータ化により、各種システムに取り込む形で業務量の削減を図っております。この事業に係る通信利用料、パソコンの使用料でございます。つぎに、職員向けテレワーク（在宅勤務）導入事業でございます。令和5年度は、機器の整備はDX推進課、事業の推進は人事課が主管課となっております、実施件数は月平均50件となっております。つぎに、インターネット仮想化システム導入事業でございます。インターネット仮想化システムは、茨城県市町村共同システム整備運営協議会が整備したインターネット環境を加入している市町村で閲覧をしております。職員は、ウイルスに感染するリスクのないセキュリティ対策が徹底された回線により、インターネットを利用できる環境が整備されております。つづきまして、86ページ、備考欄のRPA導入事業でございます。RPA導入の目的は、業務負担の軽減となります。コンピュータやソフトウェアにより、職員が時間

をかけて行っていた作業を肩代わりさせ、職員はそれに充てていた時間を別の作業に振り向けることでございます。令和5年度につきましては、五つの業務について、RPAによる業務省力化を図っております。保育所入所申請受付業務は、約87時間の削減を達成してございます。子ども子育て支援給付認定申請受付業務につきましても340時間の削減をしております。つづきまして、マイナンバーカードによる出退勤管理機器導入事業でございます。マイナンバーカードの一層の取得促進のため、令和6年2月末から導入してございますマイナンバーカードによる出退勤管理システムによりまして、適宜職員の出退勤状況を把握し、勤務状況と照合しております。最後でございますが、マイナポイント付与に係る事務補助事業でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費及び8節旅費につきましては、令和5年度末までマイナポイントの付与、マイナンバーカードと保険証の紐付け等で雇用していただきました会計年度任用職員の給与、期末手当、社会保険料、費用弁償等の人件費でございます。また、12節委託料につきましては、令和5年9月末まで市庁舎1階に設置していたブースの事務補助委託料でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますか。

○古沢委員 83ページの1番下のTX延伸事業について、この委託料では、TX延伸波及効果検討調査委託料とありますが、この調査内容というのは見ることができますか。

○佐々木政策企画課長 こちらの調査の内容でございますけれども、TX延伸によって期待される波及効果と現在市が進めている施策等への影響を整理するという目的で委託をかけたものでございます。具体的には今の施策にどんな影響があるのかということと、この延伸の効果を最大限に発揮するためにはどういった施策を今から講じなくてはいけないのかという点を揉んだものでございます。プラス業者に委託したものでございますので、今県のほうでやっておりますけれども、ルートの部分でどういった問題があるのかと。そういった部分で我々のほうも情報を持っていないと県と交渉ができないということで、そういった部分の調査ですとか、あとビーバイシーですね、皆さん御存じのとおり、土浦市ですら支援指針であっても0.6であると、ビーバイシーについても再掲したところでございます。ただ、それほど金額や数値は変わらなかったというような状況でございますけれども、そういった調査を行いまして、一応まとまっているんですが、今年度末に茨城県がルートを出すという話でございます。その情報を踏まえて、改めてこれに情報入れたいというところでございます。こちらはかなり影響が大きい部分もありますので、茨城県がルートを示した後、これを精査して皆様にお示しできればとそのように考えているところでございます。以上です。

○篠塚委員 83ページの水郷筑波サイクリング環境整備事業のインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ、それと外国語によるウェブ広告、これらは関連すると思いますが、どのような効果があったか分かれば教えてください。

○佐々木政策企画課長 まず、外国語によるウェブ広告というのは、今年の2月15日から3月15日まで1か月間、台湾というのは95%の方がフェイスブックを使われているということで、台湾の方がフェイスブックで日本に旅行とかサイクリングとか、そ

ういうキーワード検索をした方を対象に土浦市の広告を打ちました。具体的に申しますと、台湾は花が有名だということで、土浦市も桜、チューリップ、はすの花でありますので、その花に文言入れて、あとサイクリング関係を入れた1枚の広告を打ちました。そちらに興味を持った方を詳細に土浦市の環境をまとめたページに誘導するというような形でこの広告を打ったんですけれども、表示された回数が1か月で550万。そこから興味を持って実際に市の詳細を見に来た方が1万2,000ということで、ある程度の方がこの土浦市の詳細を見に来てくれたのかなというふうに思っているところでございます。一方、インバウンドの地方誘客については、10月26日から28日でファミトリップということで、台湾の旅行会社や観光ガイドさん、あとインフルエンサーなどを招待して、当日はライドのほかにレンコン掘り、そば打ち、あとプライベート花火などを行いました、アンケートもとったところでございますけれど、そばは食べたことがないということで、かなり好評でありました。その後、年明けてモニターツアーも実施して、同じように台湾の方にモニターツアーに参加していただきまして、かなり好評であったということでございます。この成果の部分でございまして、御案内のとおり、今現在ですね、ジャイアントアドベンチャーという所が、実際ツアーを初めて作っていただきまして、今現在、11名の方がBEB5土浦のほうに泊まって、4泊5日でライドとサイクルーズなどを体験しながら楽しんでいただいているということで、結果的には台湾の旅行会社が実際そのツアーを組んでくれるということが我々の目的でございますので、成果としては、こういったモニターツアー等々の成果が、こちらにつながっているのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○篠塚委員 つぎに、買物難民支援事業について、かなり評判が良いかと思いますが、この辺りの効果と今後も続けていくということによろしいのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 買物難民支援事業につきましては、令和2年にコロナの中で始めた事業でございまして、かなり評判が良く、令和3年には2台目を走らせたということでございます。ただ、今回の補助については、令和2年10月に始めた1台目に対して、毎年200万ずつ、そのときは5年間という話で進めた事業でございまして。今現在、カスミさんをお願いしておりまして、話を聞いている中で、日額売上げが7万6,000円と、こちらを補助なしでペイするためにはどのくらい必要なのかといいますが、9万8,000円くらいの売上げが必要になると。ですから、まだまだ赤字の状態でございます。この赤字の要因というのは、令和2年度と比べて、ガソリン代が、当初の見込みより相当上がっていると。130円程度で見込んでいたのが、今は170円ということで、この部分と、あと移動すれば確かに好評ではあるんですけれども、ただ、実際に場所によっては、本当に1回行って数百円しか売れないといった場所もあるといったことで、かなり細かい部分も今設定して走っているといったことで、移動距離のほうも伸びているというような状況でございまして。そういったこともあって、まだまだ黒字化までには至らないといった状況でございまして、我々のほうで、当初の予定どおり、5年で、今年度で一応補助が終わる予定でございまして。ただ、後はカスミさんと話して、そのほかで何かしら支援できる部分があれば、研究、検討していきたいと考えて

いるところでございます。

○**滝田副委員長** メタバースの件なんですけど、今現状どれくらいのニーズがあって、今後どういうふうになっていくかというのを少しお答えいただきたいんですけども。

○**佐々木政策企画課長** メタバースでございまして、御存知のとおり、2月から始めまして、サイクリングの疑似体験ができたり、そこで交流できるということで構築いたしました。その後、活用については、つくば国際大学の生徒さんに何かしらこれ使えないかということで、今話合っているところでございます。一方でメタバースについて、今回の一般質問でもいろいろ質問が来ましたが、課題というのも見えてきました。なぜ、このメタバースが広がらないのか。これは、かなりの通信環境を求められると、中途半端な場所では途切れてしまうんですね。ですから、そういった部分で、今我々NTTにお願いして作ったものでございますので、その辺りは、実際日本国内と世界の環境が整わないと、本当に気持ちのいい動作というのは難しいんだと思います、今の状況では。ただ、その中で何かできないかということで、NTTと今交渉しているところでございます。ですから、ある程度それが見えないとなかなか次に進めづらいというのが正直なところでございます。以上でございます。

○**滝田副委員長** 御回答ありがとうございます。実際メタバースもサイクリング関係でいろいろ広めるのも確かですが、先ほどもあったように、移住関係でもコラボしてそこで3Dで見ることができたりというような内容も盛り込んだほうが、若い人たちが入りやすいんじゃないかなというのがあると思うので、是非大学生相手にするんだったらそういう部分も話してみて、実際それが反映できるような形にしていかないと、せっかく寄付金でいただいているものを生かしていかないと全く意味がないんじゃないかなと。ちょっと強い口調になって申し訳ないんですけども、せっかくあるものを利用していただかないといけないと思いますので、是非、今後とも検討しながら、進めていってもらえればなと思っております。よろしく申し上げます。

○**佐々木政策企画課長** 御意見ありがとうございます。今、期間限定でパトレイバー仕様になっているところでございます。我々のほうで公式のXのアカウントを持っておりまして、そちらから土浦市のメタバース空間を知ってもらうために、パトレイバーというコンテンツで、何とかそちらに誘導しているような状況でございますので、今結構伸びてきている状況でございますので、そういった動向も踏まえながら、今後の在り方について、検討する時間をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○**滝田副委員長** ありがとうございます。是非、自分のほうも見に行きます。よろしく申し上げます。

○**篠塚委員** お願いなんですけど、この決算書で随分ローマ字とかいろいろな専門用語がたくさん出てくるようになってきましたので、今度用語集を別に用意いただくと明確に分かると思うので、これからのことでいいですので、よろしくお願したいと思います。

○**奥谷委員** 用語集だけで結構なボリュームになるかもしれませんが、よろしくお願いたします。例えば、先ほどもありましたAI-OCRですが、言葉でも聞いていれば中身は分かるんですけど、少し注釈なりがあると良いのかなというふうに私も感じます

ので、よろしく願いいたします。それでは、ほかによろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、説明願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課です。引き続き、86ページの下段をお願いいたします。11目市民活動費でございます。市民活動費は、主に地区長や町内会関係、地域公民館整備、神立地区コミュニティセンター運営等に係る経費となっております。87ページのほうの備考欄を御覧ください。事業ごとに、主要なものを説明をさせていただきます。神立地区コミュニティセンター管理運営事業のうち、委託料につきましては、コミュニティセンターの管理運営に係る指定管理料が主なものとなります。なお、指定管理料につきましては、電気料金の高騰などにより、指定管理料の不足分の補填が必要となったため、32万3,000円ほど増額補正をさせていただいております。つぎに、地区長関係事業につきましては、市内170地区の地区調査に対する地区長報償費等が主なものとなっております。次の地域公民館整備事業は、地域コミュニティ活動の拠点となっております各地域の公民館の施設整備費として、令和5年度は用地取得2件、新築1件、修繕1件の合計4件に対して補助を行っているものです。つづきまして、コミュニティ事業助成事業につきましては、宝くじの普及広報の一環として実施しているコミュニティ事業補助金により、町内会の備品整備などの経費を補助するもので、令和5年度につきましては2件申請をいただいたうち、1件が採択を受けましたので補助を実施済みでございます。つづきまして、国有財産取得事業につきましては、右靱地区の常盤児童館、児童館と言っていますが地域公民館でございますが、こちらにおきまして、長年用地が国有地、国所有のため市が賃貸借契約を結んで市が借りる形で、建物のほうが町内会の所有物という状況が続いておりまして、地元からも用地を購入したいという御要望をいただいております。しかしながら、国有地、市が借りているものを、町内会へ国が直接売却することができないということですので、賃貸借契約者であります市が国から取得した上で、取得後速やかに町内会のほうへ用地を売却したものでございます。つづきまして、12目地区コミュニティ活動推進事業費です。こちらは協働のまちづくりや地区市民委員会による活動の推進等に係る経費でございます。備考欄一つ目のまちづくり市民会議活動推進事業は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進活動を行いますまちづくり市民会議への補助金となっております。88ページにかけまして、各地区コミュニティセンターの活動推進事業を掲載させていただいておりますが、こちらは地区公民館コミュニティセンターを拠点に活動しております各中学校地区の市民委員会に対する補助金等となっております。つづきまして、88ページの備考欄の下から二つ目、市民活動支援事業、括弧書きで協働のまちづくりファンド事業、こちらは市民団体の方々が地域の活性化を目的としております。新たなソフト事業に対して補助を行うもので、令和5年度は4団体へ補助を実施しております。つづきまして、89ページをお願いいたします。13目国際交流費です。こちらは国際交流及び多文化共生の推進に関する経費でございます。備考欄一つ目の国際交流推進事業の主なものにつきましては、本市と姉妹都市を結んでおりますアメリカパロアルト市との中学生交換交流事業の

経費をはじめとして、土浦市国際交流協会への補助金でございます。中学生交換交流事業への補助金は、派遣生徒の旅費の一部や、引率教諭の旅費等に充当しております。また、もう一つの主要事業といたしまして、令和5年4月に台湾台南市と本市が友好交流都市協定を締結しておりますが、この締結により、昨年7月に市長による表敬訪問、また、令和6年2月には台湾ランタンフェスティバルへの招待を受けまして、市長以下の訪問団を2回にわたって派遣をしております。これらの2回の派遣は当初予定がなく予算措置がなかったことから、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料において、増額補正により対応させていただいております。つづきまして、その下の多文化共生推進事業、こちらにつきましては外国人の方が市役所へ来庁した際、窓口での相談業務を円滑に行うためのタブレット型の多言語通訳サービス提供に伴いますシステムの使用料となっております。次の多文化共生推進プラン改定事業ですが、現在作業進めております土浦市多文化共生推進プランの第2期プランの改定に伴いまして、市民アンケートの調査を行うことに関してのコンサルタントへの委託料、また、策定に対して検討委員10名の方の報償費が主なものでございます。以上です。

○**福原人権推進課長** つづきまして、人権推進課でございます。男女共同参画推進費でございます。こちらの事業費は、男女共同参画社会の実現に向けた施策や、ダイバーシティの推進に係る経費でございます。まず、男女共同参画センター事業につきましては、こちらセンターの運営に係る経費等でございます。次ページをお願いいたします。10節需用費中印刷製本機は、市内全戸に配布しております男女共同参画情報誌*With You*の作成費用等でございます。12節委託料は毎週水曜日と毎月第2土曜日に開設をしております専門カウンセラーによるフェミニスト相談業務の委託料等でございます。18節負担金補助及び交付金の土浦市女性団体連絡協議会補助金は、市内の女性団体12団体で組織されております連絡協議会への補助で、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行うために、団体へ補助を交付しております。つづきまして、男女共同参画推進事業でございます。こちらは、女性のためのデジタル人材育成セミナーと、就職につながる資格や免許取得に係る経費の一部を助成いたします女性の専門職資格取得等支援事業の経費でございます。主な支出でございますが、7節報償費は、デジタル人材育成セミナー講師謝礼、18節負担金補助及び交付金の女性の専門資格取得等支援事業費補助金は、福祉やパソコン関係の資格を取得した方19人に補助金を交付いたしております。つづきまして、女性のための寄り添い支援事業でございます。こちらは国の交付金を活用いたしまして、既存の相談業務ではできなかったSNSでの相談や電話相談、対応時間の拡大等、個人に寄り添ったきめ細かい相談等を実施するもので、経費につきましては、NPO法人への委託料でございます。説明は以上でございます。

○**中山生活安全課長** つづきまして、生活安全課でございます。90ページの下、15目防犯対策費の防犯対策事業でございます。JR荒川沖駅東口、神立駅西口に設置しております防犯ステーション、まちばん荒川沖、まちばん神立の運営、犯罪のない明るいまちづくりのための防犯灯の設置管理をいただいている町内会などへの補助、犯罪発生の抑止と捜査の迅速化のための防犯カメラの設置と維持管理など、警察や関係団体

と連携し、市民の安心・安全に関する事業を行っております。主なものといたしまして、1節報酬でございますが、こちらは、このまちばんに勤めております警察OBの会計年度職員の報酬でございます。91ページになります。委託料でございますが、こちらは防犯カメラの保守点検委託料と警察署から捜査関係事項の照会、提供依頼があったときのための高所にある防犯カメラ映像の複写作業委託料などがございます。14節工事請負費の防犯カメラ設置工事費でございますが、県の補助金を活用して市内に4台防犯カメラを新設した工事費となります。これにより、生活安全課が管理する街頭防犯カメラは、59台となりました。18節負担金補助及び交付金の補助金でございますが、防犯灯設置等補助金につきましては、申請のあった76町内会などに対し防犯灯の新設、令和5年度におきましては63基、器具の交換修理17基の補助金でございます。防犯灯電気料補助金につきましては、町内会等で管理している防犯灯の電気料の3分の2を補助しているものでございます。つづきまして、91ページの下になりますが、16目空家等対策費でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法、空家特措法と、第2期土浦市空家等対策計画に基づきまして、市民からの相談、空家所有者に対する指導などの業務を行っております。1節の報酬でございますが、空家等対策協議会の委員報酬でございます。7節報償費は、令和5年9月3日と翌年1月20日に弁護士や宅建士を協議会の各団体から派遣していただきまして、空家対策相談会を実施したときの報償でございます。11節役務費でございますが、相続人不存在の空家に対しまして、市が利害関係人として特定空家等相続財産清算人選任申立てを行った時に、裁判所に納めた予納金でございます。つづきまして、92ページをお願いいたします。17目交通安全対策費でございます。幾つか事業がございますが、一つ目交通安全対策事業は、通行する車両などへの注意を促すための路面表示やカーブミラーの整備に対する経費のほか、交通安全団体の補助金などが主な支出内容でございます。10節需用費の消耗品でございますが、1歳未満の乳幼児を対象にしたチャイルドシートの貸出し事業のためのチャイルドシート更新のための購入代100台分でございます。12節委託料のチャイルドシート処分委託料は、この更新をしたチャイルドシートの前の古いチャイルドシートを処分するために要した費用でございます。14節工事請負費でございますが、路面標示やカーブミラーの新設工事となっております。18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、交通安全活動を行っている土浦地区交通安全協会、土浦市交通安全母の会、土浦市交通安全対策推進協議会の3団体に支出しているものでございます。93ページをお願いいたします。二つ目の自転車対策事業でございますが、土浦駅前、荒川沖駅前での放置自転車対策として、立哨指導を行っております。放置自転車の撤去、保管、処分、市営自転車駐車場の運営に関する業務などを行っている事業でございます。1節の報酬は先ほどの立哨係員の分の非常勤職員の報酬でございます。12節委託料でございますが、放置自転車撤去委託料といたしまして、放置自転車禁止区域及び道路等の公共の場所に放置されている自転車を撤去して保管場所へ移送するまでをシルバー人材センターに委託しているものでございます。13節の使用料及び賃借料につきましては、荒川沖駅東口に借りております臨時自転車駐車場の用地の借地代でございます。三つ目の

幼児二人同乗用自転車購入費補助事業につきましては、幼君子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的といたしまして、補助しているものでございまして、購入費用の2分の1、上限を3万円で補助しております。5年度は4台補助を行いました。四つ目の神立駅西口自転車駐車場整備事業につきましては、神立駅西口の土地区画整理事業が完了いたしまして、事業地内にある神立駅西口自転車駐車場の換地による差額分の精算によるものでございます。説明は以上です。

○菊田市民課長 市民課でございます。18目支所及び出張所費につきましては、市内5か所にあります支所・出張所に係る事務運営及び維持管理に要する経費でございます。主なものについて御説明させていただきます。1節報酬、3節職員手当等につきましては、支所出張所に勤務している会計年度任用職員11人分の人件費です。10節需用費は、事務用消耗品や光熱水費等を備考欄記載のとおりです。不用額が多く出ておりますが、光熱水費の電気料につきましては、前年度に予算不足があったため、令和5年度は当初予算を増額してございまして、また、支所の努力もあったため、このような結果になっております。12節委託料は、支所出張所に係る機械警備や清掃などの定例的な委託料等です。13節使用料及び賃借料は、玄関マットなどの清掃用具使用料及びテレビ受信料のほか、駐車場使用料につきましては、都和支所で近接する民間駐車場を賃借しているもので、マイナンバーカードの交付申請交付などで利用者が増加していたことから、6月議会で増額補正をして対応したものでございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますか。

○柳澤委員 88ページの備考欄の下から2番目、市民活動支援事業というふうなことで、先ほど4団体がこちらを利用されたということなんですけれども、こういった団体がこういった活動をして支給されたのかというところを教えてくださいたいんですけれども。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。四つの団体のうち団体名を申し上げますと、一つ目が、中央地区の本町通り商店会の皆さんで、こちらは本町マルシェというまちづくりのイベントということで、定期的に本町マルシェという活動をやりまして、キッチンカーなどいろんなお店でにぎわいを創出しております。二つ目が荒川沖Do!!SPE会ということで桜の花見の時期に乙戸沼公園のほうでたくさんの方がにぎわうようなイベントを開催していただいております。3番目がロックみらい塾ということで、こちらは子供たちに向けてのいわゆる見守り場所プラス学習塾的な形で子供たちの居場所づくりということをやっていただいております。この三つは継続でやっていただいて、5年度に新規で入りましたのが、つち浦々まちなか演劇めぐり実行委員会さんというところで、こちらは市内に事務所があります百景社さんというプロの劇団の方など幾つかの劇団が集まりまして、土浦のお店を舞台にしまして、幾つかのお店で小さい演劇をやっていただいて、集まった人たちにいろんなお店に行くといういろんな舞台が見られるというような形で、やっていただいて大分人気を博したというふうに聞いております。以上です。

○柳澤委員 ありがとうございます。1団体へ最大幾らぐらいまで出るものでしょうか。

○大貫市民活動課長 こちらは新規と継続で違いまして、新規の場合、初めての立ち上げということで最大30万円まで、継続の場合が最大20万円までということになります。

○小坂委員 空家対策なんですけれども、例えばその持ち主が特定できないという場合は何らかの形で撤去できるのか、とても危険な状況になってきているけれども、その人にそういう力がない場合は強制的な代執行のようなことができるというような基準はあるのでしょうか。

○中山生活安全課長 空家の持ち主の相続人などを調べるのですが、相続人不在などでどうしようもないような場合には、裁判所のほうに申立てまして、相続財産管理人とかいうそういう制度を使いまして、そちらのほうからアクションを起こしてもらって対応するという方法がございます。そのための予納金ということで、今年度も5年度につきましても、支出のほうをさせていただいております。もう一つ、空家につきまして、非常に生活困窮していてなかなか空家の取壊しとか対応できないなんていう場合どうするかという基準ということでございましたが、はっきりとした基準はございませんが、空家の程度を判定いたしまして、管理不全空家その次に特定空家ということで段階が進みますと、それぞれ段階に応じて指導勧告としていきますが、最終的には、今まで2件実施した経緯がございますが、強制的に行政のほうで取壊しを行うというようなことになるのかと思います。その時には協議会等にかけて皆さんの御意見を聞きながら、進めていくということになりますのでよろしく願いいたします。

○目黒委員 89ページの下から2番目、ウクライナ避難民支援事業について、現状どのような状況になっているか、お聞かせください。

○大貫市民活動課長 ウクライナ避難民支援事業ですが、現在、ウクライナから避難民として土浦市に在住されている方がお二人いらっしゃいます。お二人というか、2家族ですね。お一人目の方は、一人暮らしのお一人ということなんです、2家族目の方は今年度になっていらっしゃった方なんです、もともと娘さんが日本人の方と結婚していて、土浦市内に住まわっていて、奥様のお母様が避難民として埼玉県の八潮にいらっしゃったんですが、娘さんのもとへ来たということで避難民ということになっているんですが、支援事業としてやっておりますことは基本的に市としてもはっきりしたルールがあるわけではありませんので、それぞれ避難民の方が窓口に来ていただいて、いろいろお困り事とか、心配なことなどをヒアリングをしまして、その中で対応してあげられることということで、お二人とも鋭意やらせていただいているのは、日本語の学習をしていただくというような個別の講師の方をお願いしてオンラインでの学習とかそういった形の支援のみをやっている形になっております。

○柳澤委員 92ページの交通安全対策事業で、聞き間違いだったら申し訳ないですけど、先ほどチャイルドシートの貸出しのために100台ですか、何台、購入したというお話でしたか。

○中山生活安全課長 チャイルドシート貸出し事業につきまして、5年度に100台購入いたしまして、その前年に、令和4年度にも100台ということで、合計200台を

更新のために購入しております。

○柳澤委員 ありがとうございます。実際に貸出しの利用率というのは、どれほどになるのでしょうか。

○中山生活安全課長 毎月第2日曜日の午前中、チャイルドシートの貸出しを行っておりますが、毎月大体10数台の申込みがございます。年間の貸出数については、令和5年度は155台、令和4年度は132台でございます。

○奥谷委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 引き続き、説明願います。

○細野総務課長 19目公平委員会費の公平委員会管理運営事業について、御説明をいたします。公平委員会管理運営事業は、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に対する不服申立ての裁決を行う機関としまして、法に基づき設置している公平委員会の運営に関する経費になります。1節報酬は公平委員会を3回開催し、開催した際の委員3名の報酬になります。8節旅費は、委員が全国公平委員会連合会主催の研究会に参加した際の旅費になります。18節負担金補助及び交付金の負担金は、こちら備考欄記載の全国と関東支部連合会への負担金となっております。説明は以上でございます。

○大橋防災危機管理課長 同じく94ページ、20目防災費について防災危機管理課より説明させていただきます。20目防災費全体では、令和5年度4,024万円強の支出済額となりました。令和4年度決算額が7,578万円ほどでしたので、工事費の関係もあり、4年度に比較しマイナス46.9%の大幅な減となりました。はじめに、地域防災体制整備事業190万1,000円ですが、旅費や携帯電話の通信運搬費、県への負担金など、防災危機管理課の基本となる事業です。8節旅費は例年ですと10万円未満の決算ですが、4倍近くになっておりますのは、能登半島地震の職員派遣に要した経費で、令和5年度特有のものです。二つ目の地域防災力強化事業は、自主防災会や町内会への補助金が主な支出でございます。95ページに入りまして、防災路整備補助金173万余円は、菅谷町と北荒川沖町に交付したものです。次の防災士資格取得補助金13万5,000円は12人に交付をいたしました。自主防災組織運営事業補助金は補助率4分の3、上限5万円と交付しておりますが、令和5年度は48の自主防災会で活用がございました。次の防災意識普及啓発事業は、防災訓練や防災講演会に係る経費で、1番大きな経費は、12節委託料の洪水ハザードマップ作成委託料174万余円で、7万部作成し全戸配布したものです。つづきまして、防災拠点防災設備整備事業は、防災倉庫や備蓄品、耐震性貯水槽など、まさに防災設備に係る経費でございます。10節需用費の消耗品費525万余円は、備蓄食、非常食や飲料水が大きなもので、燃料費11万余円は、発電機用の備蓄ガソリン代です。17節備品購入費403万余円は、菅谷小学校と中村小学校の防災倉庫を更新いたしました。最後に情報伝達体制整備事業は、防災無線や防災無線の専用アプリに係る経費で、10節需用費の光熱水費、子局の電気料から18節負担金補助及び交付金まで、ほぼ例年同様でございます。20目防災費は以

上でございます。

○細野総務課長 21日人権と平和事業費の人権と平和事業につきましては、毎年8月に広島市で開催される平和祈念式典への中学生の派遣となっております。また、9月にクラフトシビックホールを会場に開催しました「人権と平和の集い」の開催経費となっております。7節報償費は、式典に参加した中学生8名と引率教諭1名の計9名分の交通費宿泊費等のほか、人権と平和のつどいで講演した講師への謝礼となっております。10節需用費の消耗品費は、法定受託事務である自衛官募集の啓発物品として購入しましたボックスティッシュ代の購入費のほかに、「人権と平和の集い」で配布しました啓発品購入費、そして立て看板の作成費用などでございます。また、修繕料につきましては、博物館入り口に設置してある自衛隊員募集の看板の修繕と、そして、霞ヶ浦総合公園内に平成8年、ちょうど憲法公布の50周年を記念しまして植樹しました平和の木がございいますが、その標柱が腐って折れたため修繕をしたものでございます。説明につきましては以上でございます。

○瀬古澤財政課長 つづきまして、22目財政調整基金費です。財政調整基金費につきましては、令和4年度の決算剰余金及び基金利子につきまして財政調整基金に積立てたものでございます。つぎに、23目市債管理基金費、24目土地開発基金費は預金利子を積立てたものでございます。25目公共施設等総合管理基金費は、今後の公共施設やインフラの老朽化に対応するため、令和6年3月議会の補正予算における歳入の超過分を活用しまして、そのうちの2億円と基金利子を併せて積み立てたものでございます。25目までは以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 防災費のほうでお伺いしますが、災害の情報、例えば大雨が降るとか落雷情報とか、いろいろな情報を今民間企業などが出していると思いますが、そういう情報というのは、茨城県の防災情報ネットワークから入ってくるんですか。それとも土浦市独自で民間会社から情報を取るような契約はしているんでしょうか。

○大橋防災危機管理課長 議員おっしゃるように、県からも情報が入るときもございませう。ネットワークの中で組まれているのもありますし、私どものほうから、例えばお天気.jpですとか、それぞれ情報を取りに行く場合もございませうし、あと台風の接近などに伴いまして、あらかじめ水戸地方気象台のほうから、この先の見通しというようなのが、台風とかの接近につれて役所のほうには入るようになっていませう。民間会社と契約をして情報を得ているということはございませう。

○篠塚委員 今、ゲリラ豪雨や落雷情報などいろいろあると思いますが、災害情報に関しては、今後民間の事業者に頼むとか、そういうことも検討していかないと、担当課だけでやっていくのには、情報を収集するのは無理が出てくるかと思ひますので、今後の予算措置となると思ひますが、そういう防災情報というのをとるような体制をとっていただほうがいいかと思ひますが、これは意見としてです。

○奥谷委員長 ほかにございませうでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。15分再開といたします。

(休憩：午後2時5分)

(再開：午後2時15分)

○奥谷委員長 それでは再開いたします。引き続き、説明をお願いいたします。

○田中課税課長 課税課でございます。第2項徴税費について御説明いたします。1目税務総務費につきましては、課税課、納税課の職員、合わせて52名の職員人件費及び固定資産評価審査委員3名の報酬等でございます。98ページをお願いいたします。つづきまして、2目賦課費でございます。固定資産税関係事業の1節報酬につきましては、固定資産税に係る賦課資料の整理及び窓口業務等をお願いしている会計年度職員2名の報酬でございます。12節委託料でございますが、税務地図情報システム委託料につきましては、固定資産税の賦課のためのデータベース、地図情報に、地番や家屋の最新情報の加除修正を委託したものでございます。その下の時点修正委託料は、固定資産の地価動向を修正するため、不動産鑑定士協会に調査を委託したものでございます。13節使用料及び賃借料の主なものですが、新築家屋等を評価する家屋評価計算システムで、5年契約でのシステム一式の賃借料でございます。18節負担金補助及び交付金の負担金の主なものでございますが、備考欄の一番下の茨城県市町村共同システム整備運営協議会負担金につきましては、この協議会が行っている空中撮影をしたデータをいただきまして、賦課業務に活用するための負担金でございます。つづきまして、土地評価事業の12節委託料の土地評価委託料につきましては、土地の令和6年度の評価替えに当たり、路線価を算出するために調査分析を委託したものでございます。つづきまして、市民税関係事業でございます。1節報酬につきましては、市民税に係る賦課資料の整理及び証明書発行の窓口業務等をお願いしている会計年度職員8名の報酬でございます。99ページをお願いします。備考欄の上から5番目の12節委託料の電算委託料につきましては、市県民税の賦課決定を行う上で必要な国から送られてくる確定申告書のデータを、市・県民税課税システムに読み込む作業の委託料でございます。つづきまして、その下の18節負担金補助及び交付金の負担金の主なものでございますが、下から2番目の地方税共同機構負担金は、市民税や償却資産などの電子申告システムeLTAXの管理運営にかかる負担金となっております。つづきまして、キャッシュレス決済事業の11節役務費の手数料につきましては、令和4年12月からスタートいたしました税関係の証明書発行の支払いをカード決済にする際の手数料でございます。つづきまして、軽自動車税システム整備事業の18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、地方税共同機構が令和5年1月からスタートさせたシステムで、軽自動車の購入者がオンラインで軽自動車の登録ができるようになることや、市がこのシステムに納税情報を登録することで、検査機関で納税データを確認できるようになり、継続して車検を受ける時の納税証明書の提出がいらなくなるという手続の軽減が図られるというシステムの負担金でございます。つづきまして、ご当地ナンバープレート作成拡大事業でございます。10節需用費の消耗品につきましては、市のPRや郷土愛の醸成を図る目的で50cc以下の原動機付き自転車のつちまるデザインのナンバープレートを導入しておりま

す。このご当地ナンバーが好評をいただいていることから、90cc黄色ナンバー、それから125ccピンク色ナンバーの原動機付き自転車まで拡大するに当たり、ナンバープレートの購入経費でございます。課税課からの説明は、以上でございます。

○北島納税課長 納税課でございます。3目徴収費について、説明をさせていただきます。備考欄の事業ごとに主なものを説明させていただきます。はじめに、収納関係事業でございますが、市税等の収納に係る経費でございます。10節需用費は、事務用消耗品費や、公用車2台分の燃料費、納付書用の封筒などの印刷製本費などがございます。

11節役務費については、コンビニエンスストア収納手数料や、郵便振替手数料、口座振替手数料など、市税の収納に係る手数料のほか、指定金融機関へのデータ処理に係る収納事務手数料や、ウェブ口座振替システムテスト手数料などがございます。12節の委託料につきましては、市税、電話催告等を行う、市税コールセンターの委託料でございます。18節負担金につきましては、土浦税務署が所管する納税貯蓄組合連合会への負担金や、市税滞納で徴収困難な案件を移管しております茨城租税債権機構への負担金、軽自動車の環境性能割の茨城県への徴収負担金でございます。つづきまして、100ページをお願いいたします。22節償還金利子及び割引料は、市税の過誤納還付金2,024件分でございます。つづきまして、ふるさと土浦応援寄附事業は、本市で実施しておりますふるさと納税事業に係る経費でございます。11節役務費は、手数料が主なものとなっております。寄附の窓口となるポータルサイトへのシステム利用の手数料等でございます。12節委託料は、中間事業者と中間事業者で取り扱っていないポータルサイトさとふるへの委託料で、寄附の受付や受領証明書の発行、返礼品の購入、発送などを委託し、事業を行ってございます。つづきまして、債権管理事業でございます。市債権など市税以外の債権を管理するための経費となっております。8節旅費及び18節負担金補助及び交付金は、職員2名が債権管理に関する研修に参加したことに伴うものでございます。3目徴収費についての説明は、以上でございます。

○菊田市民課長 市民課です。3項1目戸籍住民基本台帳費です。戸籍住民基本台帳費は、市民課内の業務運営に要する経費です。それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。職員人件費については、2節給料から4節共済費まで、市民課正職員の25人分の人件費です。戸籍住民基本台帳関係事業につきましては、1節報酬、3節職員手当等は、市民課窓口やパスポート窓口などに従事する会計年度任用職員15人分の人件費です。10節需用費のうち、消耗品費の主なものにつきましては、出生及び婚姻の届出を出された方に贈呈しておりますお祝いメッセージ付きフォトフレーム及びプリンタのトナーなどの購入代金です。11節役務費は、マイナンバーカードを利用したの証明書などのコンビニ交付や、郵便局における証明書発行に係る事務手数料などです。12節委託料は、各種システムの保守委託など定例的な委託料です。13節使用料及び賃借料は、本庁及び各支所出張所に配置してあるコピー機などの使用料及び借上料のほか、戸籍情報総合システムのハードウェア、ソフトウェアの使用料などがございます。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金については水戸地方法務局土浦市局管内7市町村で組織する土浦戸籍協議会への負担金及び住民票などの証明書のコンビニ交

付に係る地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。マイナンバー関係事業につきまして、1節報酬、3節職員手当等は、マイナンバーカード関係事業に従事する会計年度任用職員16人の人件費です。10節需用費のうち、消耗品費はマイナンバーカード事務対応のタブレットパソコン及びカラープリンタの購入代金などがございます。12節委託料で二つ目のコンビニ交付システム管理委託料は、個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付システム管理を茨城計算センターに委託しておりまして、令和5年度中の証明書のコンビニ交付件数は、前年度比で60.3%増加しております。三つ目の人材派遣委託料は、マイナンバーカード関連業務関連のものでございますけれども、令和5年度は、申請者増加傾向が落ちついたため、派遣人員数を減らして、令和6年3月議会で減額補正をしております。キャッシュレス決済事業につきましては、11節役務費はキャッシュレス決済の通信費と事務手数料でございます。なお、100ページの1番左下の所で、予算現額の下の所に繰越明許費459万8,000円がございますけれども、こちらは12月議会で戸籍関連のシステム改修委託料を増額補正しましたが、国のほうでシステム改修の仕様書について令和6年3月下旬に改定があったもので、予算を全額繰越しして執行することになりまして、現在システム改修中でございます。説明は以上です。

○細野総務課長 総務課です。2目住居表示整理費の住居表示整備事業につきましては、住居表示地区の住居表示板の交付のほか、市内115か所に設置してある街区案内板の維持管理に係る経費になっております。10節需用費の消耗品費は、新築家屋等に設置する町名表示板、住居番号表示板など合わせて603枚を購入した費用、修繕料は富士崎町に設置してある街区案内板の鉄枠の塗装をしたものでございます。つづきまして、102ページをお願いいたします。11節役務費は、町名表示板の2か所の撤去、場所は乙戸の青少年の家の近くになりますが、こちらと虫掛、常磐高速道路側道になります。こちら2か所の町名表示板を撤去した費用になります。いずれも支柱が曲がりまして、交通の支障になっていたために撤去したものでございます。つづきまして、4項選挙費、1目の選挙管理委員会費になります。選挙管理委員会運営事業の1節報酬につきましては、条例に基づいて例月支出する委員4名の報酬になります。12節委託料は、選挙関連の物品を保管している国分町倉庫の警備、周辺の環境整備に関する支出となっております。18節負担金補助及び交付金は、備考欄記載のとおり、選挙管理委員会の全国組織への負担金となっております。つづきまして、103ページをお願いいたします。2目市議会議員選挙費の市議会議員選挙事業です。1節報酬、3節職員手当等及び7節報償費は選挙事務に従事した職員への手当や、50か所の投票所に従事する投票立会人への報酬など人件費が主なものとなっております。10節需用費の消耗品費は、主に340か所に設置してあるポスター掲示板の購入費用になります。印刷製本費は選挙公報、投票用紙などの作成費用になります。11節役務費の通信運搬費は投票場入場券の郵送料のほか、投票場への物品設置費となっております。手数料は投票用紙の読取り分類機など主要機器の点検手数料、選挙公報の新聞折込み手数料などとなっております。12節委託料は、ポスター掲示板の設置撤去に関するものや、選挙執行に関連する電算業務

として、有権者の名簿作成、投票場入場券の作成、パソコンによる投票者管理などの業務を茨城計算センターへ委託しているものでございます。13節使用料及び賃借料は、期日前投票所や開票所で使用するテーブル、椅子など物品の借上料のほか、イオン期日前投票所の施設使用料と当日投票所として借用した各地区の会場借上料となっております。つづきまして、104ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の選挙公営負担金につきましては、立候補者の選挙運動費用のうち、広報用のポスター、ビラの作製費用、はがきの郵送料、宣伝カーの費用の一部を公費負担している費用になります。つづきまして、3目市長選挙費は、支出項目は市議会議員選挙事業と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思いますが、32名と2名という立候補者の違いから支出額が3,000万円ほど少なくなっております。つづきまして、105ページをお願いいたします。5項統計調査費、1目統計調査総務費の統計管理事業につきましては、主に長年統計調査に従事した統計調査員に対する市長表彰に係る経費と県統計協会への加入負担金となっております。7節報償費は市長表彰の対象となる1名の統計調査員に係る記念品の購入費用で、統計調査員として10年以上従事しまして、かつ10回以上調査業務に携わった方が市長表彰の対象となっております。18節負担金の茨城県統計協会は県の統計課が事務局となりまして県内全市町村が加入している組織になります。統計知識の向上を目的としまして、調査員対象の研修会、統計調査の手引き等を配布する活動をしておりまして、こちらの負担金となっております。つづきまして、106ページをお願いいたします。2目国基幹統計調査費の国基幹統計事業につきましては、令和5年10月1日を基準日としまして実施しました住宅土地統計調査に係る経費となっております。対象が4,000世帯となっております。主な支出は調査指導員と調査員への報酬と郵送料となっております。1節報酬は調査員90名、調査指導員16名に対する報酬で一人に対する報酬としましては、これは受け持つ調査区の数の違いにもよりますが、調査員が約6万円から7万円程度、指導員については3万円程度となっております。一人当たりの調査員が受け持つ世帯というのは、約40世帯となっております。3節職員手当等は、この調査業務に係る担当職員2名分の時間外勤務手当分となっております。つづきまして、12節の委託料につきましては、社会福祉施設との調査事務委託契約に係る経費となっております。調査の対象地区に高齢者の居住施設がございまして、この居住者というのも調査の対象者になります。調査対象地区内の港町の介護付き有料老人ホーム、こちらの事業主体であります株式会社めいと常陽企画に法に基づきまして調査を委託したものでございます。つづきまして、3目県基幹統計調査費の県基幹統計事業につきましては、県が主管で実施しています常住人口調査に係る経費で、調査内容は国勢調査のデータをもとに、毎月、住民基本台帳に基づき、出生死亡、転出による人口世帯数の異動状況を明らかにするものとなっております。10節の需用費の消耗品につきましては、住宅地図やコピー用紙、トナーの購入費用などとなっております。説明につきましては、以上となります。よろしく申し上げます。

○藤井監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。107ページをお願いいたします。6項監査委員費について説明させていただきます。1目監査委員費につきましては

は、監査事務に係る経費でございます。備考欄、職員人件費につきましては、事務局職員4人分の人件費です。つぎに、監査事務事業の1節報酬につきましては、監査委員2人分の報酬です。つぎに、8節旅費は、監査委員及び事務局職員の旅費と費用弁償です。全国都市監査委員会総会及び研修会が秋田市で開催され、委員1名と事務局職員1名が出席しております。18節負担金補助及び交付金の負担金については、茨城県都市監査委員会負担金と、事務局職員が監査事務の講座を受講した際の負担金です。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで御意見、御質問はございますか。

○目黒委員 9ページ1番上、22節の市税過誤納還付金、こちらの詳細や内訳について、教えていただける範囲で御説明いただけたらと思います。

○北島納税課長 過誤納還付金につきましては、今回当初予算額より大きく予算オーバーしておりまして、前ページの予備費の流用欄にもございますとおり、544万6,000円を予備費から充用して対応したというような状況でございます。法人による過年度に遡る税額の更正が複数発生したため、増額になったものでございます。法人の還付金が生じた理由といたしましては、家屋、償却資産の重複課税による修正申告、また、従業員を全て土浦市在住として扱っていたことによる法人税割額の減額修正等々でございます。

○目黒委員 そういうミスといたしますか、市のほうでそういうふうな状況が発生したということになるんでしょうか。

○北島納税課長 当初課税した時から修正課税が生じたものについて、課税額の変更が生じたものについて、還付をしているというようなことでございます。

○篠塚委員 2点お伺いいたします。まず、1点目が市議会議員選挙事業ですが、令和5年の時、開票が随分遅れて、決定が遅れたと思うのですが、その場合の人件費というか費用などは増えているのかどうかというのと、もう一つ、監査委員のほうですけれども、令和5年度に関しては工事監査の対象になる物件が無かったので、実施をしなかったのかについて、お願いいたします。

○細野総務課長 ただ今御質問のありました市議会議員の開票時間が遅れたということでございます。これは、市議会議員の選挙につきましては、開票作業については読取分類機を導入しましたので、開票まではスムーズにいきましたが、最後の審査のところ、投票立会人、これは各陣営の方から一人ずつ最大で10名までということで、最後のチェックをする所がございまして、そちらでこちらの事前の説明不足もあったかと思うんですけれども、投票用紙を1枚1枚チェックするような方がおりまして、そういったこともありまして、かなり開票時間が遅れたという状況になっておりました。人件費については、開票時間が遅れたということで、当然人件費のほうは増えてはおります。ただ、どのくらい増えたかというのは手元に資料が無いので、すぐにお答えすることはできないんですけれども、あらかじめ開票の人件費につきましては、何か機械のトラブルとか、そういったものがあつた場合を想定しまして多めに人件費の予算をとっておりますので、何もなかったときについては、それは3月に補正減をするということで対応していると

いうこととございます。

○藤井監査委員事務局長 工事監査の実施についてのお尋ねですけれども、毎年11月に工事監査を実施していたところなのですが、昨年度については実施しようと思いついて検討したんですが、最適な工事監査をする時期に工事がなかったということで実施を見送ったということとございます。

○篠塚委員 今回、令和5年度分の決算審査の一環として、博物館を視察に行くことになっているのですが、そういう物件というのは対象にはならなかったのでしょうか。

○藤井監査委員事務局長 工事監査の実施時期が、工事の5割から6割ぐらいの進捗状況のときにするのがいいと言われておまして、11月につきましては5割から6割に達しているような工事がなかったということとございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、引き続き説明をお願いいたします。

○中山生活安全課長 つづきまして、121ページをお開きいただきたいと思つます。予算の費目が変わりまして、3款民生費、1項社会福祉費、7目の消費者行政費でございます。消費者行政費の主なものといたしましては、専門知識を持った相談員による消費生活に関する相談業務や消費者被害防止の啓発に関する事業を消費生活センターのほうで行っております。事業一つ目の職員人件費につきましては、配置されている職員2名分の人件費でございます。二つ目の消費者保護対策事業でございますが、1節報酬は、消費生活相談員3名分と非常勤職員1名分の報酬でございます。7節報償費は消費者と行政を結ぶ役割を担う消費生活モニター11名の謝礼でございます。10節需用費のうち消耗品につきましては、啓発用のリーフレットなどの購入費でございます。12節委託料につきましては、消費生活展の開催に際し、土浦市消費生活連絡協議会に開催の委託をしたものでございます。18節出席負担金でございますが、昨年度総務市民分科会においてデジタル化に伴う新たな消費者トラブルに対応できるような研修体制ということで御指導いただきましたが、そちらの内容に対しまして消費生活相談員がオンライン研修を受講し、研鑽を深めたものが研修の負担金ということとございます。よろしくお願ひいたします。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。153ページをお願いいたします。4款衛生費、2項環境衛生費でございます。主な支出について、御説明を申し上げます。まず、1目環境衛生総務費の環境衛生事業でございますが、こちらは、環境美化や害虫駆除、生活排水対策などに係る経費でございます。12節委託料でございますが、下水溝清掃委託は、生活雑排水の一部が道路側溝へ流入し、悪臭が発生した2か所の清掃、空き地草刈り委託は、市が空き地の所有者から委託を受け行ったもの33件分、また、スズメバチ駆除委託は、住宅に発生したスズメバチの巣の駆除を行ったもの459件分でございます。18節負担金補助及び交付金の補助金でございますが、合併処理浄化槽設置事業補助金は、高度処理型浄化槽の設置に対する補助11基分、単独処理浄化槽を撤去事業補助金は、単独処理型浄化槽の撤去及び宅内配管工事に対する補助を2基分

ございます。なお、これらの浄化槽補助金は、当初予定より申請が少なかったことから、減額補正を行ってございます。つづきまして、2目斎場費でございます。斎場維持管理事業は市営斎場の管理運営費用でありまして、12節委託料は、施設の運営に係る指定管理料でございます。こちらは、施設の運営経費から利用料金収入の見込みを差引き算出しておりますが、運営経費の多くを占めます電気、ガスの価格につきましては、昨年度も高水準で推移しておりましたことから、指定管理者の施設運営が困難な状況となりましたため、増額補正をさせていただいております。13節使用料及び賃借料のシステム使用料は、葬祭業者がインターネット予約などを行う際の案内システムに係るものでございます。14節工事請負費では、火葬炉の冷却用空気送風機と排風機のインバーター交換工事を行っております。つぎに、3目市営霊園費でございますが、霊園管理事業は市営霊園4か所の管理費用でありまして、このうち、12節委託料につきましては、シルバー人材センターによる霊園管理業務をはじめ、園内の清掃、草刈りなど各種維持管理業務でございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、墓地区画の返還に伴う管理料の還付金30件分でございます。つづきまして、3項清掃費でございます。155ページをお願いいたします。2目ごみ処理費でございますが、ごみ処理対策事業は、各種ごみや資源物の収集運搬に係る経費でありまして、1節報酬は廃棄物減量等推進協議会の委員報酬などでございます。10節需用費のうち、消耗品は不法投棄防止の啓発看板、ボランティア清掃袋などの購入費用、印刷製本費は多言語版6か国語のごみ分別マニュアルや粗大ごみ処理券などの印刷費用となっております。11節役務費の手数料は、指定ごみ袋取扱店や、粗大ごみ処理券取扱店へ支払った手数料などでございます。12節委託料でございますが、こちらは、不燃ごみ、生ごみをはじめとした様々なごみの収集運搬、処理や、指定ごみ袋の製造など、記載の業務を行ったものでございます。156ページをお願いいたします。リサイクル推進事業は、ごみの減量化や再利用に係る経費でありまして、7節報償費につきましては、各地区で行っていただいております缶、瓶、古布など、資源物の分別収集事業に対する還元金と、廃品回収を実施しました子ども会100団体に対する廃品回収事業奨励金でございます。10節需用費のうち、消耗品は分別収集用のコンテナ、ネットバックなどの購入費用となっております。12節委託料でございますが、こちらは記載のペットボトルや容器包装プラスチック、生ごみなどの再資源化に係る各種事業を行ったものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金でございますが、生ごみ処理容器購入補助金は、電気式処理容器67基、コンポスト容器40基、EMぼかし容器11基の合計118基分となっております。つづきまして、ごみ処理施設検討調査事業でございます。こちらの委託は今年度にかけて2か年で実施している業務となっております。安定的なごみ処理の継続に向けた方向性や検討を進めるための基礎データの整理や施設整備のケース調査などを行っているものでございます。つづきまして、新治広域環境クリーンセンター解体事業でございます。新治広域事務組合施設解体費用負担金は、かすみがうら市にありました環境クリーンセンターの解体工事に係る負担金でございまして、旧新治地区のごみを搬入しておりましたことから、かすみがうら市、石岡市との協定に基づき、解体工事に係る費用

を負担しているものでございます。つぎに、3目し尿処理費でございますが、し尿処理対策事業は、御家庭の汲取り便槽からのし尿収集などに係る経費でございます。11節役務費の手数料は、し尿汲取り券の取扱店に支払った販売手数料、12節委託料のし尿汲取り委託は、市内全域のし尿収集と汚泥再生処理センターへの搬入を委託しているものでございます。つづきまして、四つ目汚泥再生処理センター費でございます。こちらは157ページにかけてとなっております。汚泥再生処理センター維持管理事業は、施設の運営、維持管理などに係る経費でございますが、令和5年度からは、効率的、効果的な施設運営を行いますよう施設の運転管理をはじめ、設備の保守管理から薬品溶液の調達に至るまで、関連業務を一括して委託する長期包括的運営管理委託を導入したところでございます。12節委託料では、長期包括的運営管理委託のほか、長期包括業務の実施状況を監視します第三者のモニタリング委託などを行っております。つづきまして、5目清掃センター費でございます。こちらは清掃センター、最終処分場の施設運営にかかる経費となっております。まず、清掃センター維持管理事業ですが、10節需用費のうち、消耗品費につきましては、焼却処理などに必要な工業薬品類、各種機器の管理用部品購入が主なものでございます。修繕料につきましては、経年劣化等により損傷が著しい物品や施設の機器の修繕などを行ったものでございます。12節委託料につきましては、ごみの焼却や、粗大ごみの処理など、施設の運転管理業務をはじめ、各種法定点検や保守点検に係るものでございます。158ページ、14節工事請負費につきましては、機能維持に必要な定期整備工事などを行っております。なお、粗大ごみ処理施設の回転式破砕機などの更新工事、こちらは6年度にかけ2か年で実施しておりますが、こちらは年度内に予定しておりました配管更新などの出来高が計上できなかったため、事業費を令和6年度へ逡次繰越してございます。159ページをお願いいたします。26節公課費の汚染負荷量賦課金は、公害健康被害補償法の規定に基づき、ごみ焼却施設などに対しまして、補償制度における補償給付などに必要な費用の負担が求められておりますことから、負担をしているものでございます。つづきまして、最終処分場維持管理事業でございますが、10節需用費、消耗品につきましても、水処理などに必要な工業薬品類、施設管理用資材購入が主なものでございまして、その中で、処分場埋立て地の法面盛土工事におきまして、当初購入を予定しておりました土につきましても、公共工事で発生した残土を対応することとしましたことから、減額補正を行っております。12節委託料につきましては、水処理施設の運転管理をはじめ、各種法定検査や保守点検、焼却灰の外部処理などを記載の業務を行っております。14節工事請負費では、増額補正をさせていただき、送水可能水量が大幅に低下しておりました浸出水送水管更新工事を実施しております。最後に、最終処分場埋立地基幹整備事業でございますが、160ページのほうをお願いいたします。こちらは、計画的な埋立て処分に係る経費でございます。12節委託料は、埋立ての進捗度合いを正確に把握するための残余容量の調査業務でございます。調査時点におきまして67.68%、約7割の埋立てとなっている状況でございます。14節工事請負費につきましては、埋立地上流部外周部分の第二層目の盛土工事を行ったものでございます。説明のほうは以上でございます。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。同じく160ページの4項環境保全対策費、1目環境保全対策費でございます。主に公害防止、地球温暖化対策、霞ヶ浦の水質浄化などを目的としたものでございます。主な内容につきましては、備考欄の事業ごとに説明をさせていただきます。まず、二つ目の環境政策事業でございます。主に土浦市環境基本計画の推進に係るもののほか、地球温暖化対策、省エネ法におけるエネルギー使用量の管理などを目的とした事業となります。12節委託料でございますが、主な委託としまして、1項目め、環境基本計画推進委託料は、土浦市環境展をはじめとした様々な環境施策を市民協働のもと推進する事業で、土浦市環境基本計画推進協議会に委託し、実施しているものでございます。なお、近日中に御案内をいたしますが、今年度の環境展は10月12日の土曜日に霞ヶ浦文化体育会館を会場に、消費生活展との合同開催をいたします。つぎに、住宅用環境配慮型設備導入補助事業でございます。18節負担金補助及び交付金の補助金、住宅用環境配慮型設備導入補助金につきましては、太陽光発電と連携している蓄電システムの設置費用に対して補助するもので、1件当たり5万円、合計で24件分を補助したものでございます。環境対策事業でございます。主に公害防止対策などを目的とした事業となります。161ページをお願いします。12節委託料でございますが、1項目め、公共用水域及び工場事業場等水質分析委託料は、公害を未然に防止するとともに、水質保全に資するため、霞ヶ浦及び流入河川等の水質、特定施設を有する排水基準適用工場や、公害防止協定締結事業場等の排水の水質分析業務でございます。17節備品購入費でございます。騒音対策備品となりますが、例年実施しております自動車騒音常時監視評価システム整備委託業務については、道路構造等を把握するため、住宅地図データベースを利用しておまして、5年に一度購入したものでございます。次の霞ヶ浦水質対策事業でございます。主に霞ヶ浦の水質浄化対策などを目的とした事業となります。12節委託料でございますが、1項目め廃食用油拠点回収委託料は、公共施設や民間スーパーなどの回収拠点場所、38か所に集積された廃食用油の回収及び入替え作業等をシルバー人材センターに委託しているもので、年間に約1万8,000リットルを回収し、回収した油は牛久市においてバイオディーゼル燃料として精製し、本市でも一部の公用車の燃料として活用しております。13節使用料及び賃借料でございますが、桜川エコアドベンチャーツアーなどの環境教育事業に係るものでございます。説明については、以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで、御意見、御質問はございますでしょうか。

○目黒委員 155ページのごみ処理対策事業の12節委託料、直接これに関わるかどうか分からないのですが、ペットボトルの収集の件で、以前キャップを中学校区の公民館で回収していましたが、キャップの回収は、今はどういう位置付けになっていますでしょうか。

○羽成環境衛生課長 拠点回収ということで、御案内は直接してはおりませんが、公民館などではお預かりしているということも聞いておまして、正確な状況を確認して、後ほどお伝えさせていただきたいと思っております。

○目黒委員 156ページのごみ処理施設検討調査事業。この検討内容を御説明いただ

けたらと思います。

○羽成環境衛生課長 先ほど御説明しましたごみ処理施設、清掃センター、それから最終処分場につきましては、供用開始から大分期間のほうが経っております。施設の老朽化も進んでおります。また、埋立てのほうも山のほうが少なくなっているということで、今後どういった形でごみ処理を安定的に行っていかなければならないか、具体的なお話を進める時期だということでございます。まず、焼却施設清掃センターにつきましては、土浦市が単独で新たに今の施設をさらに長寿命化あるいは建て替える。また、近隣の市町村との広域化、様々な手法が考えられるかと思っております。当然各自治体のごみの集め方、収集の方法なども違ってまいりますので、そういったところも確認させていただいて、どういった方法で収集、それから焼却まで進めていったらいいのかというケースの検討をまずさせていただいております。同じように最終処分場につきましても、その辺りのことを調査いたしまして、この調査の内容を取りまとめた時点で詳しく、御報告させていただきたいと存じます。

○篠塚委員 156ページのごみ処理費、リサイクル推進事業費ですが、報償費で町内会や子供会にごみの回収をやっていただいて、先ほど100団体というお話だったんですが、年々子供会も減ってきているような、特にコロナ禍の時に活動を自粛する所もあったと思うのですが、回収の事業というのは、減ってきているのでしょうか。それとも、継続していけるような事業になっていますでしょうか。

○羽成環境衛生課長 子供会の廃品回収事業でございます。まず、こちらの事業につきましては、子供たちにごみの減量化に対する意識の高揚を目的として行っているものでございまして、地区で行っていただいております分別事業と併せて非常に大切な取組だというふうに認識しております。ただ、子供が少なくなっているということもありまして、令和5年度につきましては前年度比較で7団体、実施団体が減っております。また、回収量自体もかなり減っているんですが、子どもが減ったから回収量が減ったのかといいますとそうでもないようで、最近小売店舗のほうで社会的なシステムとして、独自に店頭回収をするようになっておりまして、各個人におかれましては直接そちらに持ち込んでいるような事案もあって、回収量が減少しているのかなというふうに我々捉えております。地区によっては、子供会のほうに資源物を回してあげましょうとか子供会の運営の貴重な財源ということで捉えている町内会もございまして、いずれにしても、町内の排出量などの様子を見比べながら、子供会の廃品回収事業を続けていくのかというのは検討してまいりたいと考えております。

○篠塚委員 子供たちにもリサイクル事業ということを認識していただいて、これからのことでもあると思いますので、そういう趣旨も説明しながら御協力いただけるような体制を整えていただければと思います。もう一点なんですが、新治広域環境クリーンセンター解体事業費は5年度で完結ということによろしいんですか。まだ続くのでしょうか。

○羽成環境衛生課長 解体工事自体は令和4年度に終わっておりまして、今償還のほうが始まったところで、令和13年度に償還終了する予定でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、つぎにまいります。引き続き、説明をお願いいたします。

○持丸消防総務課長 消防総務課持丸です。よろしく申し上げます。198ページをお願いいたします。中段から8款消防費、1項消防費、1日常備消防費は消防職員に係る経費でございます。常備消防費補正、予備費支出及び流用増減について御説明いたします。補正予算額の内容につきましては、当初予算で197名の配置を想定したところ、職員の新規採用により、10月1日時点で200名の配置となりました。この人員増に加えて、人事院勧告に準じた給与条例の改正により、給料月額及び期末勤勉手当支給割合が引上げとなったことから、12月議会において職員人件費の補正をしたところでございます。予備費支出及び流用増減につきましては、主に消防救助技術大会関東地区指導会及び全国救助技術大会に茨城県の代表として当本部から1チームが出場した際の予備費充用でございます。つづきまして、右側の備考欄につきましては事業ごとに御説明をさせていただきます。職員人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、200名分の人件費でございます。つぎに、消防管理事業の1節報酬、3節職員手当等、8節旅費につきましては、会計年度任用職員2名分の通勤手当でございます。10節需用費につきましては、消防業務用消耗品でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、本部・5署で使用している複写機使用料、清掃用具使用料、隔日勤務者用の寝具借上料でございます。つぎに、消防総務事業の1節報酬につきましては、労働安全衛生法に基づき選任された産業医1名分の報酬でございます。8節旅費につきましては、消防大学校、県消防学校の研修派遣に伴う旅費でございます。9節交際費につきましては、消防長交際費19件分の支出でございます。10節需用費につきましては、消防職員用の被服、救急の業務用消耗品などの経費でございます。11節役務費、手数料につきましては、抗体検査及びワクチン接種にかかる手数料などでございます。12節委託料につきましては、消防職員の隔日勤務者162名が受診した健康診断委託料でございます。13節使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、官公庁ネットオークションを活用し更新した消防車を売却した際に掛かりました使用料などでございます。18節負担金補助及び交付金のうち、199ページ上段下部からの負担金につきましては、茨城県立消防学校派遣研修負担金をはじめとして、14件分でございます。補助金の職員資格取得助成金につきましては、消防職員が大型自動車運転免許を取得するための事業で、限度額が一人5万円であり、5名の職員が活用いたしました。つぎに、警防救急事業、8節旅費につきましては、救急救命士養成研修に伴う旅費でございます。10節需用費の消耗品費につきましては、救急感染衣などでございます。印刷製本費につきましては、火災原因調査時の写真現像費でございます。11節役務費の手数料につきましては、市内の公共施設に設置しているAED、油圧救助器具・潜水器具等の保守点検、救急救命士の特定行為時の指示料、保険料につきましては、消防業務賠償保険190名分でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料103台分でございます。18節負担金補助及び交付金の職員研修出席負担金につ

きましては、救急救命士養成などに伴う負担金でございます。つぎに、199ページ下段から200ページの上段にかけて救助資機材整備事業の17節備品購入費につきましては、救助用資機材の防護服とロープ資機材一式の購入費でございます。救急資機材整備事業につきましては、感染防止資機材の備蓄購入分でございます。消防予防事業の8節旅費につきましては、予防関連の会議及び研修旅費でございます。10節需用費につきましては予防看板などにかかる消耗品でございます。11節役務費につきましては、予防技術検定料でございます。18節負担金補助及び交付金の、負担金つきましては、危険物事故事例セミナーの負担金、補助金の土浦市幼少年婦人防火委員会運営補助金につきましては、防火防災組織の育成のために活用する補助金でございます。また、こちらの名称に変更がありましたので、次年度からは土浦市幼少年女性防火委員会となりますのでよろしく願いいたします。1日常備消防費につきましての説明は、以上でございます。

○堀本警防救急課長 警防救急課でございます。2目非常備消防費について御説明させていただきます。非常備消防費は消防団に係る経費となります。200ページ左から2列目の中段をお願いいたします。2目非常備消防費の補正と予備費支出及び流用増減について、御説明させていただきます。補正の内容につきましては、退職消防団員に支払われる退職報償金の当初予算が不足したため、増額補正をしたものでございます。また、予備費支出及び流用増減につきましては、現役消防団員が死亡退職となったことにより、予備費から退職報償金を支給したものでございます。2目非常備消防費の補正、予備費支出及び流用増減の説明につきましては、以上でございます。つづきまして、同じく200ページ節の列の中段をお願いいたします。引き続き、2目非常備消防費の歳出について、御説明させていただきます。1節報酬につきましては、消防団員の年額報酬費と出動報酬費でございます。5節災害補償費につきましては、訓練、災害活動等において、消防団員がけが等をした時の補償費でございます。7節報償費につきましては、退職した消防団員の退職報償金の他、表彰に関わる物品の購入費等でございます。9節交際費につきましては、消防団長の交際費でございます。10節需用費につきましては、消耗品費として消防団員用の被服購入費等でございます。11節役務費につきましては、主に消防団員が使用するアナログ無線機の無線局再免許申請手数料とデジタル簡易無線の包括登録手数料の印紙代でございます。12節委託料につきましては、消防団員の健康診断54名分の受診によるものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、消防出初式実施時の会場使用料と消防団車庫用地2件分の賃借料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、負担金補助は、消防団員等の公務災害補償及び消防団員が退職した時に支給されます退職報償金の掛金でございます。補助金につきましては、土浦市消防団運営補助金でございます。内容につきましては、消防団運営を補助するため、各分団に支給する補助金と消防団員の福利厚生として全団員が福祉共済に加入する費用でございます。2目非常備消防費の御説明は、以上でございます。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。201ページ中段をお願いします。3目消防施設費は、消防の庁舎・施設・車両等に係る経費でございます。消防施設費の補正予算額、

予備費支出及び流用増減について、御説明いたします。補正の内容につきましては、消防車両の更新に伴う減額補正及び茨城消防救急無線消防指令センター負担金の減額補正でございます。予備費支出及び流用増減につきましては、土浦消防署に配備されている梯子車の車検整備に入庫した際、ステアリング等の不具合を指摘され、高額な部品交換が必要となったため、その費用を賄うために予備費を充用し、修理を行っております。なお、4段下に移りまして、繰越明許費につきましては、国道6号バイパス工事の進捗状況に合わせ、中村西根地内の防火水槽撤去工事が、令和5年度内に工事が完了しないこととなったため、令和6年度へ440万円の繰越を行っております。備考欄につきましては、事業ごとに御説明をさせていただきます。消防施設関係事業の10節需用費のうち消耗品費につきましては、車両整備用品等の購入費でございます。燃料費につきましては、常備消防用車両の燃料及び本部庁舎以外の庁舎でLPGを使用している4署のLPG使用料と、非常備消防用消防車の燃料費でございます。光熱水費につきましては、庁舎用の電気・上下水道・本部庁舎の都市ガス使用料でございます。修繕料につきましては、消火栓修理、車両修繕、車検及び法定点検などの経費でございます。11節役務費の通信運搬費につきましては、市民が、市内で発生した災害について、電話で災害情報を聞くための自動案内装置の使用料、手数料は本部庁舎内トレーニングルームにある機器の点検など、保険料は、小型救助艇の総合保険料でございます。12節委託料につきましては、自家用電気工作物保守管理委託料以下13件でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、電話交換機器賃借・小型救助艇地場利用料などがございます。18節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、水道消火栓付替え工事負担金2基分でございます。202ページをお願いします。26節公課費につきましては、車検を受けた39台分の消防車等の自動車重量税でございます。常備消防車両更新事業の8節旅費につきましては、化学消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車、購入に係る中間検査時の旅費でございます。11節役務費の手数料につきましては、自動車リサイクル手数料、保険料につきましては、購入車両の自賠責保険料でございます。17節備品購入費につきましては、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車・荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車の更新に伴う購入経費でございます。26節公課費につきましては、購入した消防自動車・高規格救急車の重量税でございます。つぎに、共同指令センター事業の18節負担金補助及び交付金につきましては、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金でございます。消防庁舎整備事業の1節報酬につきましては、庁舎整備検討委員会の委員報酬でございます。12節委託料につきましては、新庁舎整備に伴い一般財団法人防災科学センターへの委託料でございます。3目消防施設費の説明については、以上でございます。

○堀越警防救急課長 つづきまして、202ページ中段をお願いいたします。4目水防費について、御説明いたします。10節需用費につきましては、消耗品費といたしまして、主に、水防訓練で使用いたしました、土のう作成用川砂、土のう袋等の水防用資器材の購入費でございます。12節委託料につきましては、水防訓練会場のテント設営、仮設トイレと河川敷の草刈りの委託料でございます。4目水防費、8款消防費の御説明は

以上となります。

○大貫市民活動課長 市民活動課です。224ページです。9款教育費、4項社会教育費でございます。地区公民館8館の人件費、施設の管理運営に係る経費です。なお、備考欄二つ目の荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業につきましては、教育委員会生涯学習課が所管となりますので、説明は省かせていただきます。備考欄一つ目の公民館管理運営事業は、各館の施設修繕7件、害虫被害による敷地内樹木の伐採委託1件に係る修繕料及び委託料でございます。地区公民館受電設備改修事業は、二中地区と六中地区公民館の受電設備については、老朽化に伴い、受電設備の破損や広域停電の可能性を指摘されていたため、設備の更新工事を実施したものです。225ページから230ページまでは、各地区公民館の管理運営全般に係る経費となりますが、各館とも予算の科目、予算の規模と同等の内容となっておりますので、225ページの一中地区公民館管理運営事業により、御説明させていただきます。1節報酬として、会計年度任用職員3名分の報酬です。つぎに、10節需用費につきましては、施設管理に係る光熱水費や修繕料などが主なものでございます。12節委託料につきましては、備考欄に記載のとおり、施設内の各種設備の保守点検や清掃等に係る委託料となっております。説明は以上でございます。

○瀬古澤財政課長 財政課です。244ページをお願いいたします。つづきまして、10款公債費になります。10款公債費につきましては、長期債の償還金、借換債が増したことなどによりまして、前年度比較では、7億7,917万8,000円13.1%の増となっております。そのうち、1項公債費、1目元金の備考欄にあります元金についての長期債償還金につきましては、過年度借換債分を除いた実質の公債費でございます。近年実施いたしました大規模事業の償還が始まったことなどによりまして、前年度比較で2億7,421万円の増となっております。その下の過年度借換条件付発行債借換債につきましては、昨日の歳入の予算決算委員会全体会でも御説明させていただきましたが、平成25年度に民間金融機関から15年償還で借り入れた際に、10年後に利率の見直しをする条件で借り入れたもので、10年後を迎えた令和5年度に、その時の利率で借換えを行ったものでございます。前年度比較では5億1,368万円の増となっております。つづきまして、2目利子につきましては、長期債利子で前年度比較では952万3,000円の減となっております。公債費は以上になりまして、245ページ、12款予備費をお願いいたします。予備費につきましては、緊急修繕等当初予算に見込めなかった経費に充用したもので、当初予算7,000万円に対して1,930万5,000円を充用したものでございます。主なものとしましては、清掃センターの破砕機駆動用ベルト交換工事や新治総合福祉センターの風呂の修繕、能登半島地震被災自治体への応援職員派遣に係る旅費など、緊急的な対応が必要な事業などに充用したものでございます。つづきまして、358ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。1番上の箱、一般会計分の御説明をさせていただきます。先ほどの補正予算のほうでも御説明をさせていただきましたが、歳入総額から歳出総額を差し引きました左の3番の歳入歳出差引額が30億9,347万2,000円となりまして、そこか

ら4番に記載されております翌年度に繰り越すべき財源12億1,966万1,000円を控除しましたその下5番の実質収支額は18億7,381万1,000円となっております。こちらにつきましては、先ほどの繰り返しになりますが、地方財政法の規定により、実質収支の2分の1以上の額を基金に積み立てるか、または繰上償還に充てることになっていることから、今回の補正予算で財政調整基金に全額積み立てる補正予算を提出しているところでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 199ページ、常備消防費の中の職員資格取得助成補助金について、先ほど大型の免許取得が5名分とお伺いしましたが、そのほかにも何か資格を取る時にこの補助金というのは利用できるのかということと、今、教習所で免許体系がオートマチック限定とかいろいろな形があると思うのですが、そういう免許を持っていた人たちが、消防のいろいろな特殊車両を乗る時に免許を取るといった時もこの補助金というのは対象になるのか、25万円というのがトータルの予算なのか、その辺も含めてお伺いいたします。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。まず、この補助金につきましては、大型免許取得のみに使用する補助金になっております。また、今金額が上がっている状況ではあります。オートマ限定で取ってきた職員に関しましては、これは消防車両がオートマというのが基本的に無い車両ですので、大型のギアとかミッションのほうで取り直しというか追加でとっていただいて、機関試験というものを受けてもらっている状況でございます。

○篠塚委員 これから先のことなのですが、もう少し助成というのも増やしたりしていかないと、ますます消防職員が必要になってくるのに足らなくなるということもあると思いますので、それは今後の検討ということでよろしくをお願いします。

○持丸消防総務課長 今、篠塚議員からありましたとおり、部局とも相談しながら協議を進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○古沢委員 廃食用油、先ほどどのぐらいって言いましたか、回収した量。

○日高環境保全課長 令和5年度は約1万8,000リットルを回収しております。

○古沢委員 無償で提供するんですか。

○日高環境保全課長 回収した廃食用油につきましては、牛久市にリッター当たり3円で引き取ってもらっております。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、最後になりますが、説明をお願いいたします。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは、財産に関する調査について、説明させていただきます。決算書364ページ、365ページのほうをお願いいたします。まず、市有財産土地及び建物総括表でございます。こちらの表は、令和5年度におきまして、取得または処分した土地及び建物の面積を表したものでございます。表の見方でございますが、列として左から土地と建物に区分してございます。建物につきましては木

造と非木造に分類してございまして、左側と区分としては、行政財産の1から3に分類しており、4が普通財産となっております。それでは、土地における5年度中の増減について説明させていただきます。区分3のイ学校についての主なものは統合小学校予定地を購入したことによる増、区分3のハ公営住宅につきまして平成17年に売却払下げした市営西板谷団地の減。区分3のニ公園について主なものは乙戸沼公園用地購入による増、区分3のホその他の施設の主なものは、小町の館駐車場用地購入による増、区分4のロその他の施設については旧都和幼稚園と卸町の実測による面積変更による増でございます。つづきまして、建物について説明させていただきます。木造の区分の3のハ公営住宅について、市営下坂田住宅の取壊し処分による減、区分3のホ、その他の施設については、土浦幼稚園の物置を取壊したことによる減、つづきまして、非木造でございます。区分3のロ教育関係その他の施設につきまして、本郷グラウンドプレハブトイレ新設による増、区分3のハ公営住宅については、板谷第2住宅の地上二階建て2棟取壊しによる減、区分3のホその他の施設については、土浦幼稚園の物置新設による増でございます。下の表の(2)の山林につきましては、年度中の増減はなかったものでございます。こちらの山林につきましては、東城寺地区の分収林でございまして、記載の面積を旧新治村が国から借地し、木を植えて一定期間育てた上で販売し、その利益を振り分けるというものでございます。販売する比率は市が7、国が3となっております。なお、こちらは販売したということはないものでございます。つづきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。有価証券及び出資による権利有高表でございます。(3)の有価証券につきまして、株式会社茨城放送ほか4件、5年度中の増減はなかったものでございます。つづきまして、(4)の出資でございます。こちらにつきましては、それぞれの所管担当課がでございます。茨城県農業信用基金協会出資金から地方公共団体金融機構出資金まで、全部で13項目でございます。今年度中の増減はございませんでした。つづきまして、368ページ、369ページをお開き願います。こちらは物品に関する調書でございます。こちらの調書につきましては、土浦市物品会計規則に基づきまして、取得価格が50万以上のものを、重要物品として記載しているものでございます。368ページから378ページまでが一般用物品として、379ページから381ページが、教育用物品として分けているものでございます。つづきまして、382ページをお願いいたします。こちらは各種基金の一覧となります。基金は令和5年度は財政調整基金から、384ページのこども未来基金までの17件の基金がでございます。こちらにつきましても、それぞれ所管の担当課で管理しているものでございます。こちらにつきましては、新規の積立てや事業実施による取崩し、年度中の利子によるものの増減結果が記載されているものでございます。つづきまして、4番の債権でございます。

(1)の高齢者住宅整備資金貸付金につきましては、高齢者住宅のリフォーム費用として貸し付けたもので、償還中が3名、3名から10万円の償還を受けたものでございます。(2)の障害者住宅整備資金貸付金につきましては、障害のある方の居住環境の改善するために、増改築に必要な資金を貸し付けるための制度でございまして、現在1名の方が償還中、5年度は1万円の償還を受けたものでございます。(3)の住宅新築資金貸

付金につきましては、住宅の新築及び土地の取得に対する貸付で、5年度は償還中の12名のうち7名から償還を受けたものによる減でございます。財産調書に関する説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ここまでで御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 合併振興基金は2億ずつ毎年取り崩しているのですが、これはもう無くなったからこれで終わりということで、後は新市建設計画に基づく事業であれば使えるということですが、無くなった場合には、財政調整基金しかないのかということをお伺いします。

○佐々木政策企画課長 合併振興基金でございますけれども、こちらは合併時の目玉の部分でございます。基金の額も標準財政基金と標準基金規模というのが決まっております。合併した数ですとか、あと人口が増えた部分で、我々のほうは平成26年に17年でマックスで合併特例債を活用して、基金を積み立てたと。22億弱です。この制度は何回も説明しているかと思うんですけども、前年度に償還があった範囲内で取崩しが可能になっていると。活用については、市町村一体感の醸成に資するソフト事業ということで、我々のほうはごみのリサイクル費用にずっとやってきて、今年度の当初予算で2億600万弱充てていますので、3億ということで、来年度ぐらいで終わるかなということでございますけれども、この基金を有効に活用してきたということでございまして、その後については、予算全体見ながら、財政調整基金になるのか一般財源なのかを考えながらやっていくと。とりあえずこの有利な財源を活用してやってきたというだけであって、事業のほうは経常的にある事業ですので、全体の中でそれを検討するべきものと考えているところでございます。以上でございます。

○山口市長公室長 合併振興基金につきましては今、政策企画課長からお答えしたとおりでございまして、令和8年度には枯渇するということで、何か特別な事業に充てていたかといいますとそうではなくて、一般経常的な経費に充てていたということになりますから、この合併振興基金がなくなればその2億の財源が無くなるということになりますので、その分の財源をどうするかというのが問題になってくるものだと思います。税収が増えたりして一般財源から賄えればいいんですけども、賄えない場合には今現在も当初予算で財政調整基金から繰入金充てているという状況ですので、足りなければまた同じような形になる可能性があるということでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 執行部からの説明は以上になりますが、全体通じてほかに何か御意見、御質問があれば確認をしておきます。

○滝田副委員長 最後になるんですけども、令和5年度の歳出を見ておりましたが、様々な補助金が支出されている一方で、補助金については陳情や住民監査請求など市民の皆さんが注視している現状があります。今、令和6年度補助金等検討委員会が行われている中で、補助金交付の方向性、事業内容や期間など全体としてどのように考えているのかお答えいただければと思うのですが、よろしくお願ひします。

○瀬古澤財政課長 6月議会での総務市民委員会でも御説明させていただいたとおり、

今年度補助金等検討委員会を開催しておりまして、最後の第5回が今月の26日、そして、その後提言書をまとめて翌週の9月30日に市長に提言書を提出するような形となっております。現在の段階としましては、8月中に行いました個別審査、そしてそれ以外の補助金包括審査、まとめて173件分を各委員からどういう判定をしているのかというところを取りまとめている最中でございます。今月中にそれをまとめて提言の内容に沿って各課のほうにお知らせをしていく。そして、そこから新年度の予算編成に入っていくというようなことで、例えば廃止を検討という形になった場合、今後どのような手順を踏まえて新年度の予算編成に対応していただくか、並行して財政課の中で今考えているところとして、先ほども財源不足というか、今後見込まれるということもありますので、今回、そういった判定に基づいて、予算編成に反映していただけるよう各課に協力をお願いしていく予定でございます。以上です。

○**滝田副委員長** ありがとうございます。今月、結果が出るということで、これからの進捗状況などを踏まえながらいろいろと見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○**奥谷委員長** 今の件について私も検討委員会を少し拝見させていただきましたが、補助金を検討する一つのきっかけ、契機の年になるかなというふうに思いますので、そういったところも踏まえて、各課で補助金の在り方、今後の方向性を議論していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。ほか、よろしいでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、以上で当総務市民分科会に付託されました認定第1号についての審査は終了いたしました。執行部の皆様から何かございますでしょうか。

○**羽成環境衛生課長** 環境衛生課でございます。先ほど目黒議員からお問合せがありましたペットボトルキャップの拠点回収につきまして確認いたしましたので、御報告申し上げます。確かに以前、社会福祉協議会におきまして、発展途上国の子供たちを救うワクチンを贈る活動ということで回収を行ってございましたが、令和4年の3月末をもって、事業を終了しているようでございまして、通常の一般の分別回収と同じように、ラベルと一緒に容器包装プラスチックのほうに入れていただきたいと思います。また、店頭回収、コープさんなどでやっているものはまだ残っているようでございますので、もしそういった活動を利用される場合には、そちらのほうをお願いしたいと存じます。

○**奥谷委員長** ほかに執行部からはございますか。

○**山口市長公室長** その他ございません。

○**奥谷委員長** 委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員の皆様は協議事項がございますので、そのままお待ちいただきたいと思います。

(執行部退席)

○**奥谷委員長** それでは、これより決算の認定について、委員長報告の中に意見として

取り入れる事項を検討したいと思います。これまで出た意見としては、防災の情報、これは職員だけで集めるのは大変だろうからということで、外部から情報を貰ったほうがいいんじゃないかというような御意見ですとか、あとはメタバースもあったかなというふうに思います。そのほかに、今の補助金の件を入れるかどうかというところも含めて、皆様から御意見をいただきたいと思います。

○篠塚委員 移住定住と、あとメタバース、その辺りの効果を検証してもらって。費用対効果を含めて検討をしていく必要があるだろうと。

○奥谷委員長 そのようなことを踏まえた上で、7年度予算につなげていかないといけないということもあると思いますので、そのような意見をまずは入れてはいかがかということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 では、その意見を委員長報告の中に入れたいと思います。あとはいかがでしょうか。今の補助金全般の件に関してはどうでしょうか。

○篠塚委員 今年が補助金検討委員会の開催の年であったということも踏まえて、きちんとその内容を含めて補助金の在り方ということも改めて検討をして、今後に生かして欲しいというような意見でいかがでしょうか。

○奥谷委員長 そちらでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員 メタバース、移住の関係含めて、費用対効果というところを文言に入れて、あとは補助金に関してということと、買い物難民支援事業。5年間だから、それが終わったら終わりみたいな雰囲気があったんだけど。

○奥谷委員長 当初の約束は5年ということでやっていたようなんですが、なかなか販売だけでは事業が成り立たない、黒字化できないということは最初から言われたことではあるので、そういったところを意見として入れるかどうかというのは、御議論いただきたいと思います。

○篠塚委員 では、もう少しその継続に関して検討をしてはどうかという意見はどうでしょう。

○奥谷委員長 事業者にお任せするのではなくて、利用率を上げるために、PRを含めてということですね。それでは、今ありました買い物難民についての支援ということに関しては、継続と独立して成立するまで、行政としてはバックアップとPRも含めてということよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 では、買い物難民についての項目も入れさせていただきたいというふうに思います。

○篠塚委員 空家の件も入れたほうがいいかな、空家。代執行は。まず空家が多過ぎる。

○奥谷委員長 では、空家対策も追加で委員長報告に入れるということですが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、今申し上げた4点になるかと思いますが、これを留意すべき事項として、全体会に委員長報告として、報告をさせていただきたいと思います。最後に、総務市民分科会としての賛否を確認したいと思います。認定第1号土浦市令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、一般会計歳出中第1款（議会費）、第2款（総務費）、第3款（民生費）（第1項（社会福祉費）に限る。）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）を除く。）、第8款（消防費）、第9款（教育費）（第4項（社会教育費）に限る。）、第10款（公債費）、第12款（予備費）、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書について、原案どおり賛成とする方は挙手を願います。

（全員挙手）

○奥谷委員長 全員賛成でございます。以上で予算決算委員会総務市民分科会を閉会いたします。お疲れ様でした。